

3) 市民の意見（伊賀市都市マスターplan改定市民アンケートより）

エリアの重要施策の1番は、伊賀（47.1%）、島ヶ原（76.9%）、青山（51.8%）で「コミュニティバス等による地域交通機能の維持・充実」、阿山（62.3%）、大山田（54.7%）で「医療・保健機能の維持・充実」である。

「支所機能の維持・充実」は、島ヶ原（50.0%）、大山田（50.9%）で50%以上となっている。

「利便施設の維持・充実」は、伊賀（44.2%）、大山田（43.4%）、青山（47.3%）で40%以上と高い率を示している。

また、「子育て支援、高齢者福祉の拠点機能」についても、全地域で20%を超えている。

（詳細は、p29 参照）

4) 地域ヒアリングの意見

住民自治協議会へのヒアリングから地域拠点に求められる意見は以下のとおりです。

- ・駅前再開発（コンビニ、病院、商業の中心地、宿泊施設、給油施設）、運動広場、市民センター駐車場、市民センターの活用（島ヶ原）
- ・地域拠点の維持強化への期待する施策の調査結果は妥当（大山田）
- ・支所と地域包括支援センターが一体となった拠点、生鮮食料などを販売するスーパーマーケット、小売店及び知人、家族で手軽に食事、飲食する店、青山町駅エレベータ設置（青山）

5) エリアに求められる実現目標と戦略方針

伊賀市では、厚生労働省の支援対象より広く、全世帯を対象にした地域包括ケアシステムにより、子育て支援や地域コミュニティの活性化等「みんなが活躍できる地域のしくみづくり」をこれまで進めてきましたが、これからは地域包括ケアシステムをより（進化・深化）させた地域共生社会の実現を目指します。

その計画である地域福祉計画には、人口減少・少子高齢化社会において、地域を守るために多くの施策や目標を掲げており、以下に示す地域を支える車の両輪としての「攻め」（価値創造）と「守り」（生活維持・向上）の取組みを具現化するために、地域共生社会の仕組みと連携させることは非常に効果的です。

特に、地域拠点を支える地域の人口減少に伴い、拠点機能の維持が難しくなっている現状では、新たな視点での地域で支える地域拠点づくりが求められています。

この視点より、地域拠点は、地域共生社会と都市計画が連携して、地域の高齢化に対する守りの砦として「地域主導の攻め（価値創造）と守り（生活維持・向上）の取組みの拠点づくり」を目指します。

その実現のための戦略方針は、以下の2つとします。

■実現目標

地域共生社会と都市計画が連携した、
地域の高齢化に対する守りの砦としての

「地域主導の攻め（価値創造）と守り（生活維持・向上）の拠点づくり」

■戦略方針

方針1：地域の内発的発展を支える攻め（価値創造）の拠点づくり

方針2：地域共生社会と連携した守り（生活維持・向上）の拠点づくり

6) 拠点形成の進め方

拠点形成の戦略方針として、実現目標の進め方を示します。

① 地域の内発的発展を支える攻め（価値創造）の拠点づくり

地域資源を活用した内発的な産業興しでは、商品の付加価値を高めるため、第1次産業（農畜産物や林産物などの生産）、第2次産業（原材料の加工）、第3次産業（加工品の流通や販売）を一体的に行う6次産業の取組みが重要ですが、伊賀市ではこれに「ふくし」の視点をプラスした“7次産業”が既に取り組まれています。

また、各地域でも地域活動団体によるコミュニティビジネス等の取組みも進められており、この地域の取組みは、障がいのある人や高齢者の就労の場づくりのほか、耕作放棄地や空き家の活用など、さまざまな効果が期待でき、攻め（価値創造）の元気な地域づくりが期待できます。しかし、現状は、生き甲斐づくりとしての役割はあっても、産業までにはなかなか醸成されていません。

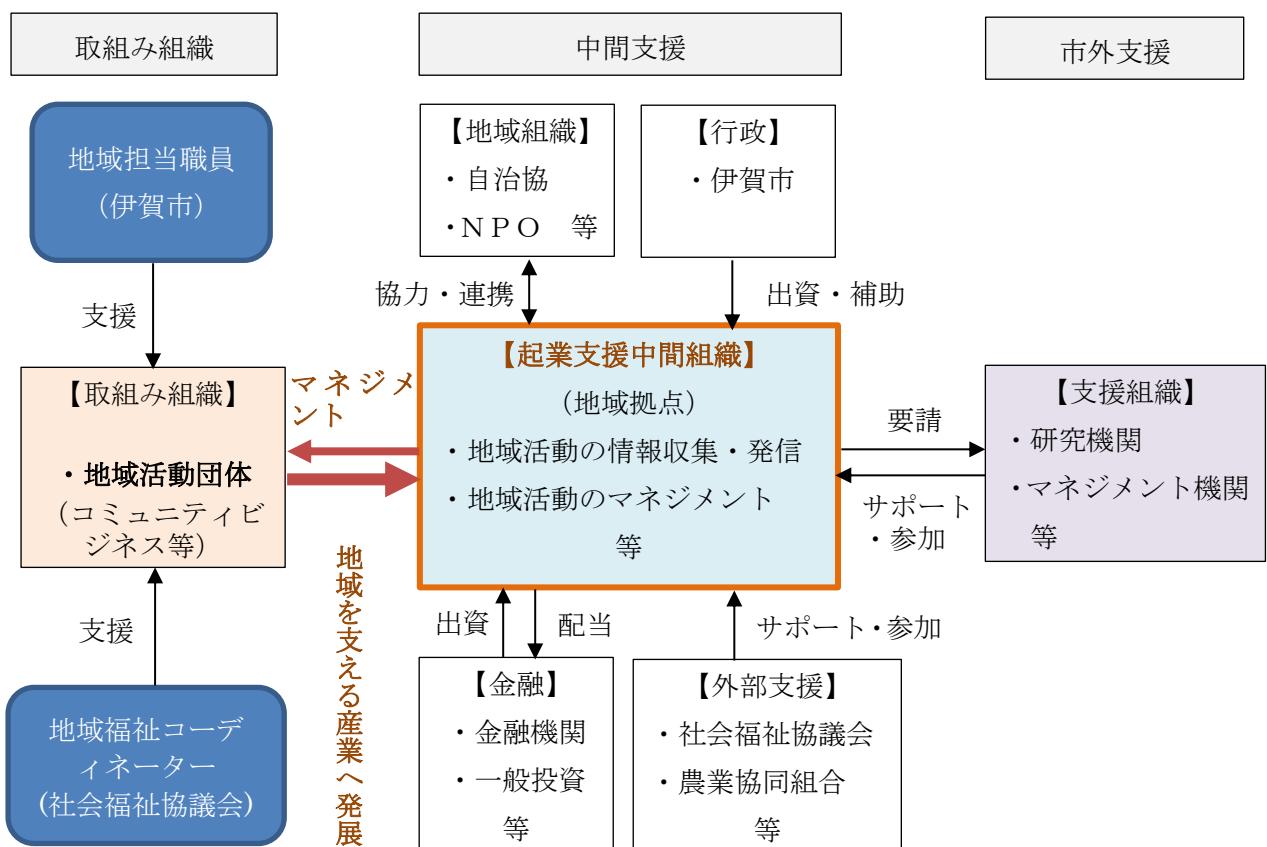
このため、地域のコミュニティビジネスの芽を地域産業に育てるためのプラットホームとして、起業支援中間組織（地域活動の情報収集・発信、地域活動のマネジメント等）を地域拠点に創造します。伊賀市には、中間支援組織として伊賀市市民活動支援センターがありますが、この新たな拠点は行政が中心ではなく、地域主導で進めます。

その仕組みの概念図は以下に示すとおりで、地域活動団体のコミュニティビジネスを各種の専門分野を加えたマネジメントすることで、地域を支える産業にも発展させる可能性が生まれます。なお、この組織を地域毎にすることで地域の独自性を創造し、同時に地域福祉と連携した攻め（価値創造）の地域づくりとなります。

また、「ゆめテクノ伊賀」が、「環境、食、文化」に関する新産業育成支援を建設理念に掲げていることより、「支援組織：研究機関」の一つとして、連携を検討します。

※伊賀市における攻め（価値創造）の取組みについては、「資料編：第4章都市づくりの戦略方針の3（p 68～73）」を参照してください。

■攻め（価値創造）の拠点の概念図



② 地域共生社会と連携した地域の守り（生活維持・向上）の拠点づくり

人口減少・高齢化が更に進行することが想定される地域において、守りの拠点としての地域拠点の役割が重要であることは、市民アンケート結果にも現れています。

このため、次ページの概念図に示すように、地域拠点を中心とした仕組みを検討し、**地域の守り（生活維持・向上）の拠点づくり**を進めます。

具体的な進め方は、地域の問題・課題を福祉と行政と地域自治が一体化したケアシステム（住民自治協議会レベル活動拠点）で守り、その活動拠点と地域拠点の間を福祉と行政の仕組みで連携しながら結びつけます。

また、地域拠点は、市民アンケートによる要望を踏まえ、福祉と行政と地域が連携して、その機能の維持の仕組みを地域毎に検討します。

なお、拠点づくりの方針となる事項を以下に示します。

1. 公共施設統合跡地の有効活用

伊賀市公共施設最適化計画では、建替えのピークが始まる2030（令和12）年度までに34%減を目指しています。このため、今後、跡地活用が重要なテーマとなると考えられ、官・民・地域協働で攻めと守りの拠点にふさわしい土地利用を検討します。

2. 地域共生社会の拠点づくり

地域福祉計画が掲げる**地域共生社会の仕組みと連携して、地域福祉の拠点**としての交流機能、健康増進機能、高齢者福祉機能、子育て機能等を有するよう努めます。また、小規模多機能居宅介護施設の立地を誘導し、地域共生社会を実現するためのライフサポートセンターづくりについても配慮します。

3. 民間事業者等との連携

今後の拠点づくりは、地域の攻めと守りの砦として、地域全体で創り活用するものであることより、積極的に地域の民間事業者等と連携して、商業・医療等の生活サービスからまちづくりまで協働して進めるよう努めます。

4. 地域内住み替えの受け皿づくり

介護予防活動や住民の交流活動が展開できる機能を付帯した高齢者向け住宅やサービス付き高齢者向け住宅の誘導によって、中山間地域の一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦などが選択的に住み替え、住み手が相互に支え合い健康で自立した暮らしを可能とする受け皿づくりを検討します。

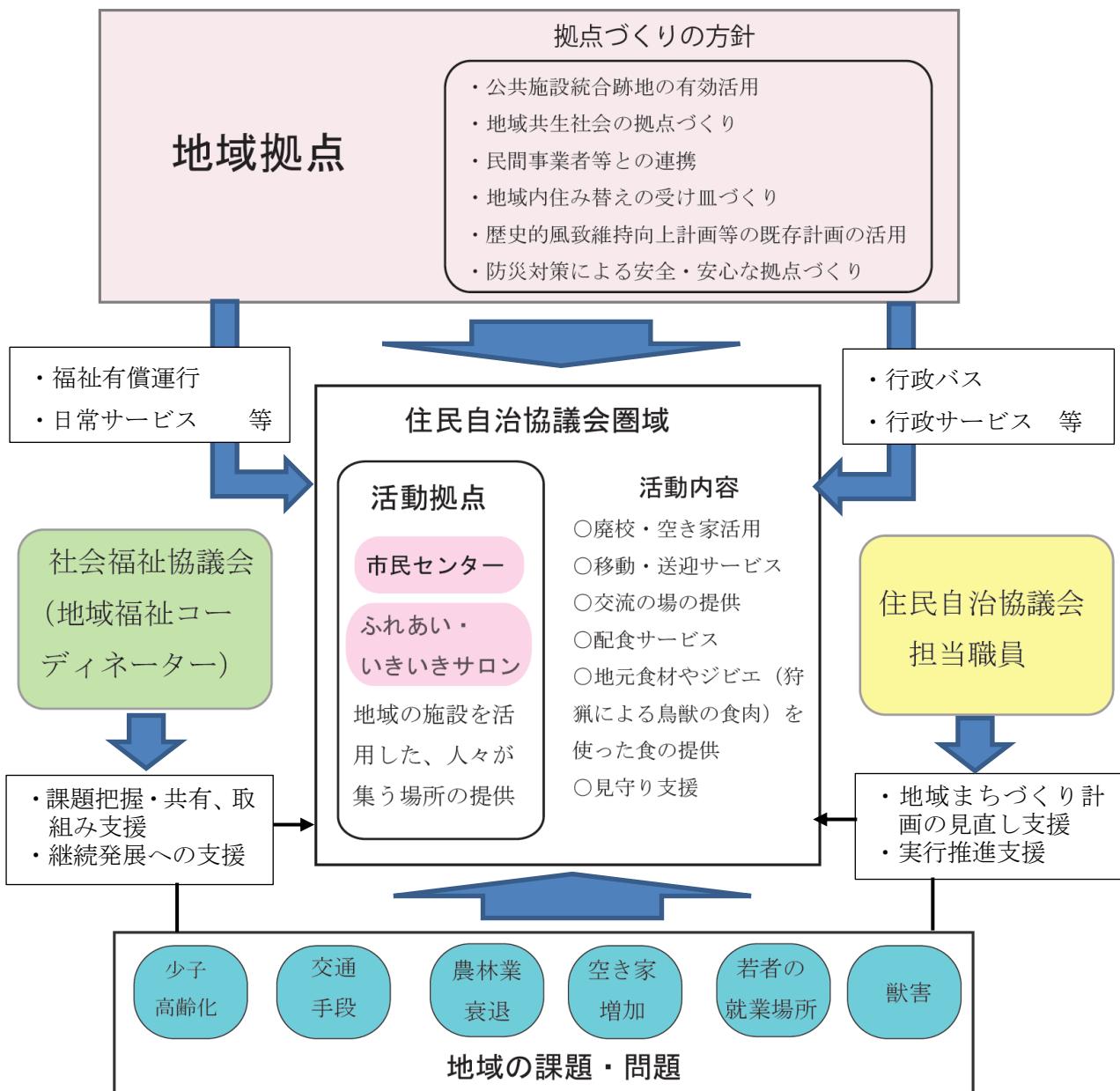
5. 歴史的風致維持向上計画等の既存計画の活用

旧島ヶ原宿、旧阿保宿は、歴史的風致維持向上計画の重点地区に位置付けられており、その計画と連携した拠点づくりを進めます。

6. 防災対策による安全・安心な拠点づくり

水防法の洪水浸水想定区域に指定されている拠点については、立地適正化計画の見直しにおいて防災指針の策定を検討し、安全・安心な拠点づくりを進めます。

■守り（生活維持・向上）の拠点の概念図



③ まちづくりのプロセス

本エリアプランは、まちづくりの方向性を示すプランであるため、実現性を高めるためには計画のプロセスが重要です。このため、まちづくりを前期、後期に分けて具体的なまちづくりのプロセスを以下に示します。

【前期】(2021（令和3）年

～2025（令和7）年)

- ・起業支援中間組織の育成
- ・地域拠点毎に拠点づくり構想の策定

【後期】(2026（令和8）年

～2030（令和12）年)

- ・起業支援中間組織の形成
- ・拠点づくり構想の具現化

④ 目標値の設定

具体的にエリアプランの進行状況を評価し、施策等の効果を検証・見直しするため、エリアプラン策定の過程において、目標指標の設定を検討します。

3. 魅力的な居住環境と働く場の確保

1) 対象の範囲

魅力的な居住環境と働く場の確保は、伊賀市が人口減少を抑えるためには最も重要な施策と考えます。ここでは、拠点型居住地を中心とした伊賀市の居住ゾーンにおける魅力的な居住環境づくりと、活力の構造に位置付けた産業拠点を中心とした魅力的な働く場づくりについて方針を示します。

魅力的な居住環境づくり：拠点型居住地を中心とした伊賀市の居住ゾーン

魅力的な働く場づくり：活力の構造の要素で示した産業拠点

2) 対象の特徴と課題

■魅力的な居住環境づくり

○広域的拠点内の居住エリア

- ・北平野土地区画整理地以外は、街路が狭く、下水道整備が遅れ、身近な公園が少ないなど都市基盤が未整備である。
- ・上野城下町地区では、空き家、空地は増加し、歴史的街並みの保全が難しくなっている。
- ・エリアの北部に洪水浸水想定区域が多く見られ、防災対策が求められる。

○ゆめが丘の居住エリア

- ・ほとんどの宅地が入居済みで、新たな供給宅地がない。

○地域拠点

- ・地域の高齢化を支える拠点を維持するため、地域の高齢者の受け皿施設や地域を支える人の移住等が求められる。
- ・エリアの多くが洪水浸水想定区域にあたるため、防災対策が求められる。

○公共交通活用拠点

- ・鉄道駅の周辺エリアで、公共交通の利便性を活用した居住維持が求められる。

○その他の居住ゾーン

- ・地域の少子化・高齢化が進み、空き家が増加するも、空き屋対策計画で移住が進んでおり、多様な居住スタイルの受け皿として期待されている。

■魅力的な働く場づくり

○第1次産業

- ・農業は、耕種、畜産とも農業算出額は減少傾向で、農家人口も減少している。
- ・林業は、林業経営体数が減少傾向にあり、そのうち91%が家族経営である。
- ・伊賀市の6次産業は、農産加工の取組で13事業所である。(三重県ホームページ)

○第2次産業

- ・製造品出荷額等は、工業用地への企業誘致により増加傾向にあるが、伊賀市在住の若者の転出に歯止めをかけるまでには至っていない。

○第3次産業

- ・商業は、小売業、卸売業とも商品販売額、従業員数も減少傾向にある。
- ・観光業は、施設別観光客入込数が全体的に減少傾向である。上野城下町ホテルが古民家活用事業として2020(令和2)年11月より開業したが、伊賀市の他の観光施設等との連携は不十分である。
- ・コミュニティビジネスは、伊賀市内で広くみられるが、地域産業まで成長していない。
- ・エネルギー事業は、伊賀市未利用間伐材バイオマス利用推進事業や太陽光、風力等の民間事業があるが、地域産業として働く場の創出に寄与していない。

3) 対象に求められる実現目標と戦略方針

伊賀市は、伊賀市人口ビジョンの人口目標実現のためには、人口の社会増を図る必要がありますが、現状は外国人を除くと人口転出超過都市です。この解消を図るため、市内外の人から住みたいと思われる、伊賀市の強みを生かした魅力的な居住地づくりが必要です。

一方、魅力的な働く場がなければ、市内外の人から選ばれる都市とはなりません。

伊賀市は古くから交通の要衝で、この高い交通拠点性を基盤に多様なものづくり産業が集積する都市として発展してきましたが、今後も交通拠点性の強みを生かした都市としての企業誘致や、歴史・文化資産を生かした観光・交流などの促進により、さらなる魅力的な働く場づくりが必要です。

また、伊賀市のような第1次産業が主産業の都市では、第1次産業をベースにした内発的発展をベースに都市づくりをめざす必要があり、農の6次産業化や自伐型林業への支援等、第1次産業（農林業）の高度化や福祉と連携したコミュニティビジネスの創出等により新たな魅力的な働く場づくりが求められます。

この視点より、人を定着させ、同時に他地域からも選ばれる都市として「選択可能で多様な居住地と働く場の形成」を目指します。

その実現のための戦略方針は、以下の3つとします。

■実現目標

人を定着させ、同時に他地域からも選ばれる都市として
「選択可能で多様な居住地と働く場の形成」

■戦略方針

方針1：多様なライフスタイルに対応した魅力的な居住地の確保

方針2：交通拠点性の強みを生かし、新たな企業誘致の推進

方針3：地域資源を活用した内発的発展を支える産業の創造とそれを支える知的対流拠点づくり

4) 方針の進め方

方針の進め方は、実現目標や戦略方針を基本に、以下のとおり示します。

① 多様なライフスタイルに対応した魅力的な居住地の確保

イ. 広域的拠点

広域的拠点は、上野中心広域的拠点と上野南部広域的拠点及びその他広域的拠点の3ゾーンにより、多様な居住ニーズに対応した居住地づくりを進めます。

・上野中心広域的拠点：城下町の雰囲気を保全しながら、町屋の改修と一体となった新たな居住空間（コミュニティ道路、駐車場、ポケットパーク等の計画的整備）のモデルを検討し、そのモデルに沿った計画的居住地づくり。

・上野南部広域的拠点：広域的な行政の拠点で、名阪国道のインターチェンジや伊賀鉄道の四十九駅にも近い交通利便性等の立地条件に配慮し、高齢者向け優良賃貸住宅や特定優良賃貸住宅等の集合住宅の立地促進。

・その他の広域的拠点：空き家や空地の増加を肯定的に捉え、都市計画道路整備や身近な公園整備と一体的な居住空間づくり。

なお、ハザードマップで0.5m以上の洪水浸水想定区域については、その

ことを前提とした居住に努める。

また、北平野土地区画整理地については、良好な居住空間の維持に努めるとともに、洪水浸水対策として防災指針の策定を図る。

□ ゆめが丘の居住エリア

約 300ha の土地に、自然との調和を目指した新しい都市として生まれたゆめが丘は、「住む」、「働く」、「学ぶ」、「憩う」の複合機能を有した新都市で、魅力的な居住地です。現在既にほとんどの住居区画が埋まり、約 5,000 人が居住していますので、今後も優良な住宅地として維持します。

△ 地域拠点

地域の攻め（価値創造）と守り（生活維持・向上）の砦として、**行政との「補完性の原則」に立って**、地域主導で拠点づくりを進める地区であるため、居住についても拠点性を持たせたまちづくりを進めます。

特に、学校等の教育環境や福祉施設の集積地である特性に配慮して、地域で生活が難しい高齢者や世帯分離する子育て世代の集合住宅及び地域に立地する工場の社宅等を積極的に誘導します。

なお、水害ハザードや土砂災害ハザードの区域については、立地適正化計画内で防災指針の検討を行い、居住誘導すべきかを判断します。

○ 公共交通活用拠点

J R 関西本線の伊賀上野駅周辺、佐那具駅周辺、関西本線と草津線の結節駅である柘植駅の周辺及び近鉄大阪線と伊賀鉄道の結節駅である伊賀神戸駅周辺地域では、大阪、奈良、京都等への通勤・通学の利便性に配慮し、今後増加が予測される空き家、空地の有効活用を中心とした居住地づくりを目指します。

△ その他の居住ゾーン

地域の空き家対策として、田舎暮らしや職場との近接居住等多様なライフスタイルに対して、都市内外の人から住みたいと思われる居住地環境の維持・向上に努めます。

② 交通利便性の強みを生かし、新たな企業誘致の促進

伊賀市における企業誘致に対しては、伊賀市土地利用条例に基づいて土地利用基本計画で立地範囲を明らかにし、環境等にも配慮した効率的な配置に努めています。

特に、ゆめが丘東南部の新産業用地（約 250ha）については、積極的な企業誘致に努めるとともに、その潜在的な能力向上のためにも、名神名阪連絡道路の延伸要望に取り組みます。

また、隣接する「ゆめテクノ伊賀」は、三重大学伊賀研究拠点という产学研官連携施設で、「環境、食、文化」に関する調査、研究を進めており、この施設の成果・技術を活用する知的対流拠点と位置付け、「ゆめぱりす」の工業地と一体的な**新産業用地**の整備を進めます。

一方、現在市内の既存の工場用地や誘導適地については、**引き続き企業誘致を進めますが、その一部が洪水浸水想定区域に含まれる箇所も存在するため、建て替え時の移転の受け皿等として新産業用地を位置付け、そのための仕組みや区域拡大等の手法を検討します。**

なお、工業系用途地域指定がされた洪水浸水想定区域については、防災対策の検討のうえ必要な場合は用途地域の見直しを検討します。

- ③ 地域資源を活用した内発的発展を支える産業の創造とそれを支える知的対流拠点づくり
地域産業創造拠点として、目標5を構成する都市構造の要素と位置付けた4つの知的対流
拠点候補については、拠点づくりに向けた基本方針を以下に示します。

イ. 道の駅あやまを中心とした地域産業

この地区では、農業・窯業・観光等の地域産業と地域福祉が連携した知的対流拠点づくりを進めます。

また、「道の駅あやま」を含めた周辺公共施設を一体利用とする公園の整備・運営について、民間活力を取り入れた公民連携手法で実施することを検討しており、2019（令和元）年度から事業実現に向けた調査を行っています。

ロ. 伊賀上野観光協会DMOを中心とした観光産業

行政主体の観光まちづくり体制から多様な主体をつなぎ合わせ、地域全体の観光マネジメントを担う組織として、2020（令和2）年3月に観光地域づくり法人（DMO）の登録を受けた伊賀上野観光協会DMOを知的対流拠点候補として、歴史・文化から農業や林業体験等、あらゆる資源と連携した観光まちづくりを進めます。

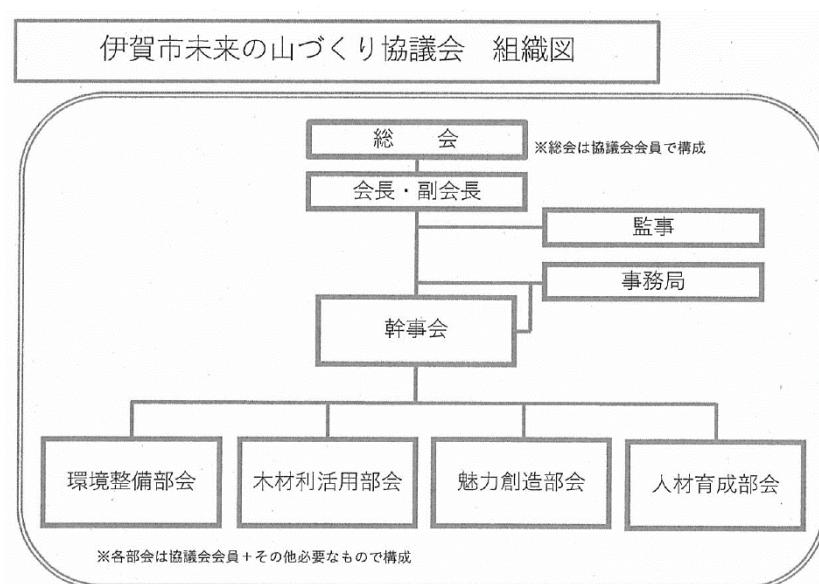
ハ. 伊賀ふるさと農業協同組合を中心とした農產品の6次産業化

伊賀ふるさと農業協同組合の直売店は、三重県で一番の規模であり、生産者と消費者を結びつける場所となっています。また、6次産業化とあわせて、農・福連携で雇用創出を取り組んでいます。このように伊賀市の農業の中心となっている伊賀ふるさと農業協同組合を、農產品の6次産業化等をテーマにした知的対流拠点候補と位置付け、産業振興を進めます。

二. 伊賀市未来の山づくり協議会の知的対流拠点としての取り組み

2020（令和2）年より始動した「伊賀市未来の山づくり協議会」は、官民連携により発足し、以下の4つの部会で組織されています。

森林の魅力創造及び木材利活用の取組等により森林資源等を活用した地域産業づくりを進めます。



（出典：伊賀市未来の山づくり協議会 設立趣意書の参考資料）

④ まちづくりのプロセス

本エリアプランは、まちづくりの方向性を示すプランであるため、実現性を高めるためには計画のプロセスが重要です。このため、まちづくりを前期、後期に分けて具体的なまちづくりのプロセスを以下に示します。

【前期】2021（令和3）年

～2025（令和7）年)

- ・住生活基本計画【現行計画 2022 年度末まで】
- ・立地適正化計画の見直し
- ・知的対流拠点づくりの具体化検討

【後期】(2026（令和8）年

～2030（令和12）年)

- ・居住誘導のための具体施策の実施
- ・知的対流拠点の産業として展開

⑤ 目標値の設定

具体的にエリアプランの進行状況を評価し、施策等の効果を検証・見直しするため、エリアプラン策定の過程において、目標指標の設定を検討します。

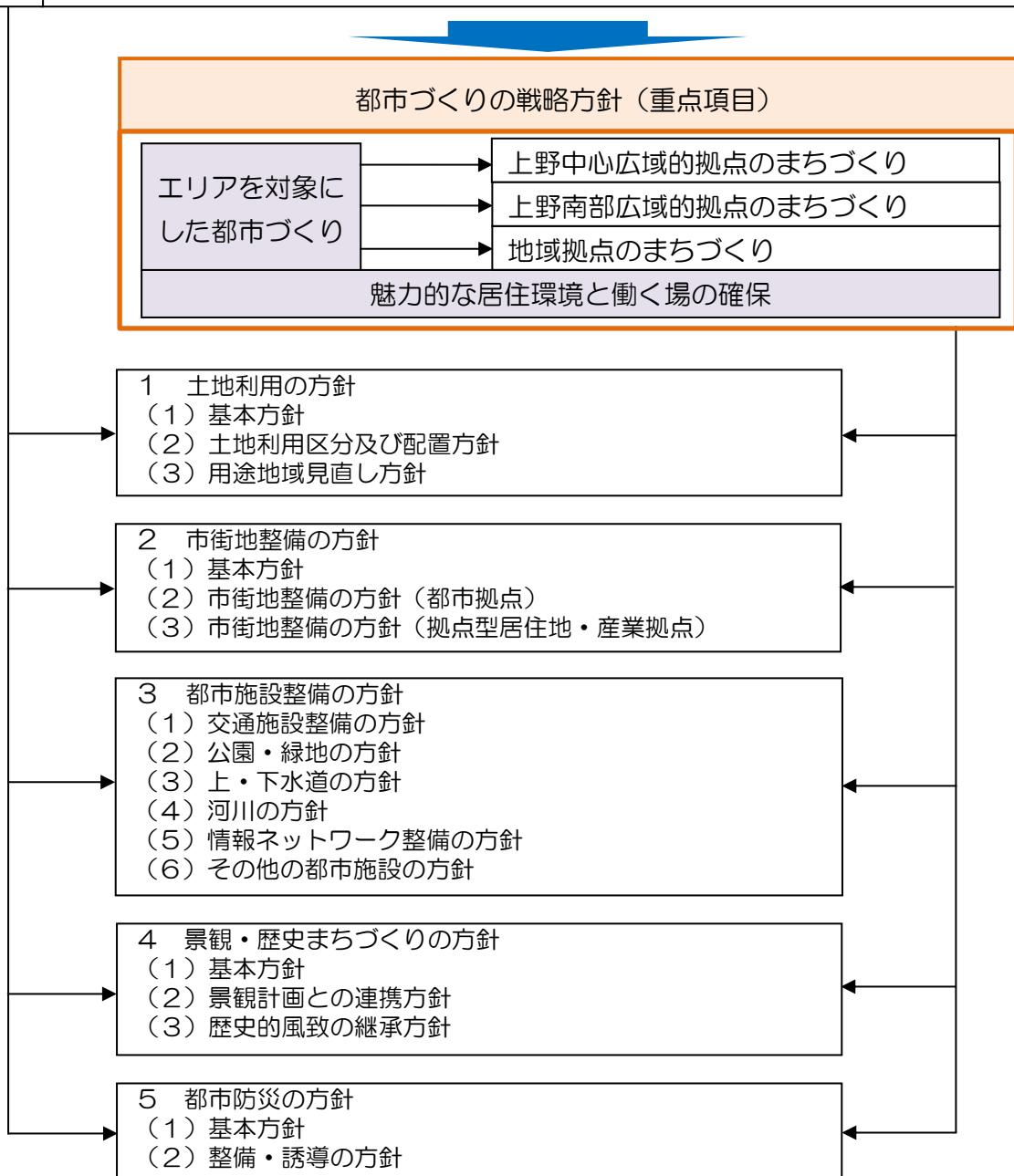
3-4 都市整備の方針

○都市整備方針の考え方

都市整備の方針は、都市づくりの目標による将来都市構造の実現とそのために重要な項目である「都市づくりの戦略方針」を踏まえ、都市整備を構成する分野ごとに方針や考え方を示すものです。方針の体系は次のとおりです。

【都市整備方針の体系】

都市づくりの目標	継承	【目標1】都市の魅力継承と更なる向上
	都市拠点と居住地及びネットワーク	【目標2】都市の拠点機能強化 【目標3】魅力的居住環境の確保 【目標4】広域連携も含めた多様なつながりの実現
	活力	【目標5】魅力的な働く場の確保
	安全	【目標6】都市の安全・安心の向上
	【目標7】住民・地域等との協働・連携の強化	



1. 土地利用の方針

(1) 基本方針

土地利用の基本方針は、人口、世帯に関する動向、持続可能で活力ある地域社会の構築、環境への影響の抑制、安全で安心して暮らせる都市の構築など、地域社会を取り巻く状況を念頭に、すべての人が安心して生活でき、暮らしやすさを追求できるような都市づくりをめざして以下のとおり設定します。

方針1 人口が減少しても利便性を維持するため 「市域の中心、地域の中心となる拠点の位置付け」

伊賀市での暮らしやすさを維持・改善するためには、伊賀圏域の中心都市にふさわしい都市機能の集積した「広域的拠点」と、旧5町村の拠点として機能していた5つの中心地を「地域拠点」として位置付け、計画的にまちづくりを進める。

方針2 大きく広げていくまちづくりから 「市街地拡大の抑制と集約型都市構造の構築」

現在、市街地には未利用地が多く残っており、全国的に人口減少が進む社会情勢からみて、今後これ以上低密度な市街地拡散を続けることは、都市生活の効率性や利便性、地域コミュニティの維持の観点からも適切ではない。このため、持続可能で活力ある地域社会構築のためにも市街地拡大を抑制し、都市機能に適切な拠点性をもたせながら集約化を図る。

方針3 車に過度に依存したまちから 「公共交通の活用に配慮した居住空間づくり」

超高齢社会に対応し、主要な交通結節点等において、市街地形成を図り、公共交通によって、車なしでも適切な移動が可能な市街地形成に努める。

方針4 若者の流出を抑え、都市の活力維持のため 「工業等の産業施設の立地集積」

地域の産業振興に不可欠な産業施設の立地について、周辺環境との調和に配慮した誘致を図れるよう、一定のまとまりがみられる既存産業施設周辺への新たな産業誘致を図る。また、地域資源を活用した内発的産業振興については地域との協働を基本とする。

方針5 伊賀市を支える礎となる農村環境を存続させるため 「郊外部における暮らしの維持・継承」

今後も伊賀市の発展を支える礎となる農村環境を存続させていく必要があることから、農村集落における開発については、一定の条件を満たすものに限定するなど、計画的なまちづくりを進める。

また、郊外住宅団地については、良好な住環境の維持・改善に努めるが、新たな住宅団地の開発においては、今後の人口減少の動向を配慮して、適切な配置に努める。

方針6 市街地の拡散を助長し、周辺環境や景観に影響を及ぼす 「沿道開発の抑制」

幹線道路沿道は、交通の利便性が高く、無秩序な土地利用が行われる恐れがあり、周辺の環境や景観に大きな影響を与えることから、計画的な土地利用誘導を図る。

また、大規模集客施設については、都市の構造や周辺地域への環境にも大きな影響を及ぼすものであり、今後は現在の立地状況を将来都市構造構築の前提とする方針とし、新たな立地は原則許容しないこととする。

方針7 伊賀盆地の魅力的な景観や環境の基盤である 「自然環境、営農・営林環境との調和」

水田等の農地や里山等の山林は、保水機能や防災機能などの多面的機能を有しており、必要な土地利用転換を除き保全を図り、自然環境、営農・営林環境との調和に努める。

また、市内を流れる大小の河川は、伊賀市の自然環境軸となるものであり、治水安全度の向上とともに、憩いと安らぎを得るために環境要素として活用を図る。

方針8 地震や風水害等の災害に強いまちづくりのため 「都市の安全・安心の向上」

南海トラフに起因する地震や大規模化する風水害などの自然災害を意識した都市形成に努める。特に、市街地においても風水害等による被災の危険性が高い地域が存在することから、市街地を災害から守る対策を強化する。

また、市民の安心向上のため、緊急医療体制の強化を名張市と連携して進める。特に、伊賀地域の救急医療体制は、地域医療構想でも伊賀市と名張市を一つの圏域として考えられていることから、伊賀市と名張市の中間エリアに二次救急医療の拠点として、「広域的医療福祉区域」を設定する。

(2) 土地利用区分及び配置方針

都市マスタープランにおける土地利用区分と配置方針は、伊賀市土地利用基本計画の区分に、新たに「広域的医療福祉区域」を加えます。なお、詳細な配置の検討は、本都市マスタープランを受けた土地利用基本計画の見直しの中で行います。

(3) 用途地域見直し方針

指定用途地域と現況土地利用との乖離がみられる地区についての見直し方針を以下のように設定します。なお、用途地域の見直しにあたっては現状の土地利用状況並びに将来の土地利用状況について詳細な調査を行い実施するものとします。

用途地域等見直しの方針

① 用途変更

- ・用途地域と現状土地利用の不整合が見受けられる地域
- ・都市計画道路の見直しを行う場合は、用途地域についても一体的に検討
- ・土地の利用形態の混在が見受けられる地域

② 新たな用途地域の指定検討

- ・計画的土地利用誘導が求められる地域

2. 市街地整備の方針

(1) 基本方針

市街地整備の方針は、「伊賀流多核連携型都市」の実現をめざし、都市拠点の形成や適切な居住誘導を図るため、以下の基本方針に従い整備を図ります。

市街地整備の基本方針

- ・上野中心広域的拠点のまちづくりにより、伊賀市の顔としてふさわしい拠点づくり
- ・上野南部広域的拠点のまちづくりにより、広域的な行政拠点づくり
- ・地域の攻め（価値創造）と守り（生活維持・向上）の拠点としてのまちづくり
- ・魅力的居住環境と働く場の確保

(2) 市街地整備の方針（都市拠点）

都市拠点のうち「上野中心広域的拠点」、「上野南部広域的拠点」、「地域拠点」について市街地整備の方針を示します。

1) 上野中心広域的拠点

本拠点は、都市づくりの戦略方針の実現目標を、伊賀上野城下町の文化的景観の継承と住みよさが共存する「暮らしと文化的景観が紡ぐ交流拠点の形成」とします。

その実現のための戦略方針は、①城下町の姿を継承した新たな交通体系の整理、②まち壊しにならない居住誘導施策の検討、③産業を創造する観光系知的対流拠点づくりです。

この戦略方針に従い、以下の方針で市街地整備を図ります。

- ・交通体系の整備については、上野城下町の街路構成ができる限り保全するよう配慮しながら、歩行者と車の動線の整理や隅切り待機スペースの確保など、きめ細かな対策をエリア内の住民・事業者等と協働して進めます。
- ・居住誘導施策については、街区単位での地区詳細計画の策定を土地所有者と協働で進めることで、歴史的な街並みの保全と共存した魅力的な居住空間の整備に努めます。
- ・観光系知的対流拠点づくりについては、空き家対策計画の伊賀上野城下町ホテル（正式名称：古民家等再生活用事業）と連携し、その事業に効果的な市街地整備を進めます。

2) 上野南部広域的拠点

本拠点は、都市づくりの戦略方針の実現目標を、名阪国道インターチェンジに隣接する立地条件を生かし「広域的な行政拠点の形成」とします。

その実現のための戦略方針は、①交通（車・公共交通・歩行者）ネットワークの改善等の都市基盤整備、②用途地域の見直しを含むエリア内の再生、③上野卸商業団地の活性化です。

この方針に従い、以下の方針で市街地整備を図ります。

- ・交通ネットワークの改善については、主要行政施設への安全なアクセスルートの確保に努めます。
- ・エリア内の再生については、市庁舎移転及び伊賀鉄道四十九駅整備を踏ました土地利用転換とその用途にあった用途地域の見直しを検討します。
- ・上野卸商業団地の活性化については、未利用地の多い西側の工業地域と一体的な街づくりを進めるため、整備計画を検討します。

3) 地域拠点

本拠点は、「攻め」（価値創造）と「守り」（生活維持・向上）の取組みの拠点として、如何に機能の維持・充実を図るか具体化が求められます。

この視点より、地域拠点は、地域共生社会と都市計画が一体となって、地域の高齢化に対する守りの砦として「**地域主導の攻め（価値創造）と守り（生活維持・向上）の取組みの拠点づくり**」を目指します。

その実現のための戦略方針は、①地域の内発的発展を支える攻め（価値創造）の拠点づくり、②地域共生社会と連携した守り（生活維持・向上）の拠点づくりです。

この方針に従い、以下の方針で市街地整備を図ります。

○攻め（価値創造）の拠点づくり

福祉・観光・教育・就業支援などの多様な地域のコミュニティビジネス等を核とした地域運営のプラットホームとしての地域支援中間組織づくりを進めます。なお、この拠点は行政が中心ではなく、地域主導で進め、地域毎にすることで地域の独自性を創造し、同時に地域福祉と連携した攻め（価値創造）の地域づくりとなります。

また、この組織の活動に必要な施設整備を連動させることで、攻め（価値創造）の拠点にふさわしい地域拠点の整備・改善を検討します。

○守り（生活維持・向上）の拠点づくり

福祉と行政と地域が連携して、以下の視点で市街地整備を進めます。

- ・公共施設統合跡地の有効活用
- ・地域共生社会の拠点づくり
- ・民間事業者等との連携
- ・地域内住み替えの受け皿づくり
- ・歴史的風致維持向上計画等の既存計画の活用
- ・防災対策による安全・安心な拠点づくり

(3) 市街地整備の方針（拠点型居住地・産業拠点）

1) 拠点型居住地

広域的拠点については、地区特性にあった市街地整備により、多様な居住ニーズにあった居住地づくりを進めます。このための市街地整備としては、上野中心広域的拠点の城下町の雰囲気を保全しながらの新たな街区単位の計画的市街地整備、周辺市街地で道路網が未整備な地区は、空き家や空地の増加を肯定的に捉え、都市計画道路整備や身近な公園整備と一体的な市街地整備を進めます。

地域拠点については、学校等の教育施設や福祉施設の集積地である特性に配慮して、子育て世代や高齢者の受け皿となる居住環境づくりの市街地整備を誘導します。

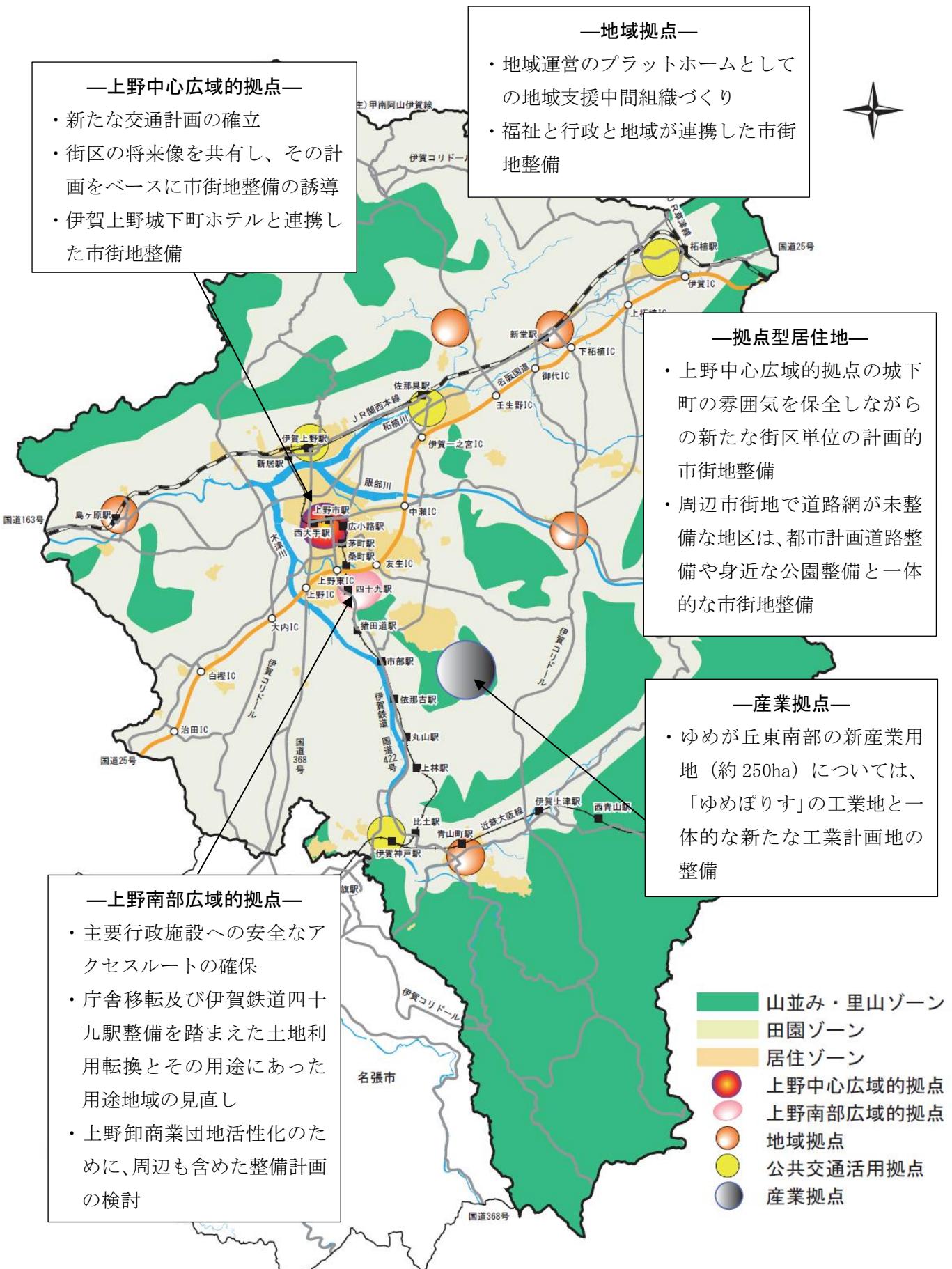
拠点型居住地の内、土地区画整理地や公共交通活用拠点は、今後増加が予測される空き家、空地の有効活用を中心に居住地づくりを目指します。

なお、下水道未整備地区や洪水浸水想定区域指定地については、その対応について検討し、居住環境の改善に努めます。

2) 産業拠点

ゆめが丘東南部の新産業用地（約 250ha）については、積極的な企業誘致に努めるとともに、隣接する「ゆめテクノ伊賀」を知的対流拠点と位置付け、**新産業用地の整備**を進めます。

一方、市内の既存の工場用地や誘導適地については、引き続き企業誘致を進めますが、その一部が洪水浸水想定区域に含まれる箇所も存在するため、建て替え時の移転の受け皿等として新産業用地を位置付け、そのための仕組みや区域拡大等の手法を検討します。



3. 都市施設整備の方針

(1) 交通施設整備の方針

1) 基本方針

今後の交通施設整備は、集約型都市構造への転換と合わせ、環境負荷の低減、誰もが安全、快適かつ移動しやすい交通体系の実現を基本理念に推進します。

①伊賀市的一体化を促進し、活力あるまちづくりを支える交通体系

- ・伊賀市と周辺都市及び伊賀市の広域的拠点と地域拠点、定住自立圏内都市間の連携強化に資する交通体系の構築
- ・地域の資源・特色の活用に資する交通体系の構築

②地域が作り、育む交通体系

- ・行政と地域協働の交通サービスの提供
- ・地域住民の意向や地域特性に応じたサービス水準の向上

③持続可能な交通体系

- ・自動車交通に偏りすぎない環境にやさしい交通体系の構築
- ・経済的に持続可能で、安定的・持続的な交通サービスが提供できる交通体系の構築
- ・高齢者や障がい者などの移動制約者を含む全ての人が移動しやすい交通体系の構築

2) 主要な施設の整備方針

① 道路

広域的な幹線道路網については、国、県の計画を前提に整備を推進します。その他の幹線道路については、都市計画道路網の整備を前提とします。

なお、道路の種類と定義は次のとおりであり、広域的な幹線道路は、都市の骨格を構成する都市幹線道路以上の道路を対象とします。(下表の青枠で示している部分です。)

ただし、農道であっても伊賀コリドールのように都市構造上圏域内環状軸と位置づけられる道路についても、主要幹線道路として取り扱い、整備方針を記載しています。

■ 道路の種類と定義

種類	定義
自動車専用道 路	都市間高速道路、都市高速道路、一般自動車道等の専ら自動車の交通の用に供する道路で、公共交通を大量かつ高速に処理する道路。
主要幹線道 路	都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通や都市内の枢要な地域間相互の交通の用に供する道路で、特に高い走行機能と交通処理機能を有する道路。
都市幹線道 路	都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路で、居住環境地区等の都市の骨格を形成する道路。
補助幹線道 路	主要幹線道路または都市幹線道路で囲まれた区域内において幹線道路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に分散させるための補助的な幹線道路。
区画道路	街区の交通を分散させるとともに、宅地への出入交通を処理する。また、街区や宅地の外郭を形成する、日常生活に密着した道路。
特殊道路	自動車交通以外の特殊な交通の用に供する道路で、専ら歩行者、自転車の用に供する道路。

ア 自動車専用道路

自動車専用道路としては、名阪国道が中部圏と近畿圏を結ぶ国土軸として、名神高速道路の代替機能の役割を果たすとともに地域経済に大きく寄与しています。しかし、近年の交通量の増大や代替路線の不足より周辺道路を含めた交通渋滞が生じており、走行車両の安全性の向上、定時性の確保、道路利用者サービスの向上、沿道の生活環境保全等が求められます。このため、各インターチェンジの改良や沿道利用向上のための側道の整備を関係機関へ要請します。特に、上野インターチェンジについては、国道 368 号 4 車線化と連携し、抜本的なインター改良を促進します。

伊賀圏域と滋賀県間で名神高速道路、新名神高速道路、名阪国道を南北に結節する名神名阪連絡道路については、名阪国道とともに中部圏や近畿圏との連携や滋賀県との連携による、産業、レクリエーション及び観光等の需要に対応する新たな広域連携軸であるため、整備促進を要請します。

また、東西軸に比べ整備が遅れている南北軸を強化・充実させるため、名神名阪連絡道路の整備促進と名阪国道からゆめが丘地区を経由し国道 165 号に至るまでの区間についても地域高規格道路としての計画化を要請します。

- ◆名阪国道・・・インターチェンジ改良、側道整備
- ◆名神名阪連絡道路・・・整備促進及び国道 165 号までの計画化

イ 主要幹線道路

伊賀市の南北軸の強化を図るため、国道 368 号や国道 422 号の改良整備が早期に完成するよう要請するとともに、他の国道についても、混雑区間のバイパス建設や未改良区間の改良整備、老朽橋の架け替えを要望します。

伊賀コリドールは、伊賀地域を環状道路で結ぶ広域農道で、農業利用に係る役割だけでなく、生活道路、産業道路としての役割も担っており、市内拠点間の連携、地域間交流の促進が期待され、2012（平成 20）年 3 月全線開通しました。

今後は、それぞれの地域が持つ魅力を、伊賀コリドールを中心とした道路ネットワークで有機的に接続することにより、各地域がもつ魅力を一体化し、地域の魅力の倍増化を図ります。

- ◆南北連携軸・・・国道 368 号・422 号の改良整備
- ◆他の国道・・・混雑区間のバイパス建設、未改良区間の改良整備、老朽橋の架け替え
- ◆伊賀コリドール・・・伊賀コリドールを中心とした道路ネットワークにより各地域が持つ魅力を一体化、地域の魅力の倍増化

ウ 都市幹線道路

都市幹線道路については、国道 25 号及び（主）上野大山田線、（主）上野名張線、（主）伊賀青山線、（主）松阪青山線、（主）青山美杉線、（主）甲南阿山伊賀線、（主）伊賀信楽線など、未改良箇所が多く残っている路線の整備に向け、関係機関へ強く要請するとともに、都市幹線道路に架かる老朽橋の早期の掛け替えを促進します。

さらに、（県）上野島ヶ原線、（県）桝川青山線、（県）伊賀甲南線、（県）上友田円徳院線、（県）種生奥鹿野線の整備を図るように働きかけます。

- | |
|---|
| ◆国道25号、(主)上野大山田線、(主)伊賀青山線、(主)松阪青山線、(主)青山美杉線、(主)甲南阿山伊賀線、(主)上野名張線、(主)伊賀信楽線 等の整備 |
| ◆(県)上野島ヶ原線、(県)桝川青山線、(県)伊賀甲南線、(県)上友田円徳院線、(県)種生奥鹿野線の整備 |

※路線名の(主)は主要地方道、(県)は一般県道を表しています。

工 都市計画道路の見直し

都市計画道路は、都市全体の交通ネットワーク形成、沿道土地利用など、都市の形成の上で骨格となるものです。しかし、現行の都市計画道路には昭和30年代に計画された路線も多く、決定当時と現在で交通ネットワークに関する考え方や土地利用方針に変化が生じている場合などがあり、見直しが必要となっている路線もあります。

そのため、「三重県都市計画道路見直しガイドライン」等に基づきその必要性を検証したうえで、人口減少の状況等により必要性が低下したものについては、計画の廃止を含め検討することとします。

なお、上野中心広域的拠点の都市計画道路については、戦略方針に従い城下町の姿を継承した新たな交通計画の策定と一体的に見直しを検討します。

■都市計画道路の概要

2021(令和3)年3月末現在

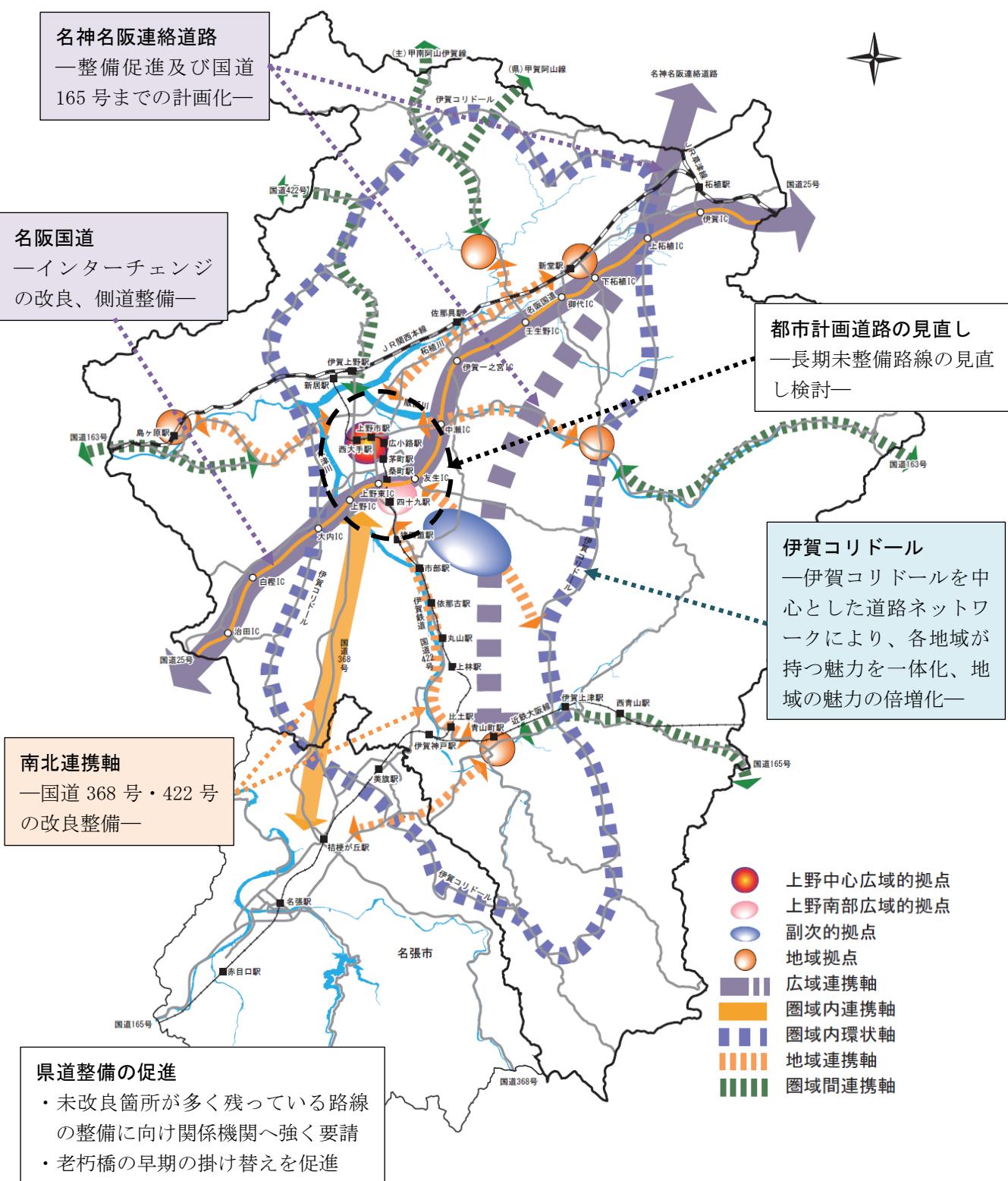
路線名	決定権者	当初決定告示年月日	計画概要			当初決定後の経過年数	改良済延長(m)	整備計画の有無
			幅員(m)	車線の数	延長(m)			
名阪国道	県	昭和39年8月13日	45~60	4	6,780	57	6,780	-
伊賀上野駅八幡町線	県	昭和30年6月1日	16.0	2	4,990	66	4,465	有
丸之内久米線	市	昭和30年6月1日	16.0	2	1,317	66	0	無
服部橋新都市線	県	昭和30年6月1日	16.0	2	6,670	66	5,152	有
車坂長田橋線	県	昭和30年6月1日	16.0	2	5,240	66	1,805	無
田端新居線	市	昭和30年6月1日	16.0	2	3,860	66	797	無
小田八幡町線	県	昭和39年8月13日	16.0	2	6,530	57	2,205	無
伊賀上野橋新都市線	県	昭和30年6月1日	16.0	2	8,820	66	8,820	-
緑ヶ丘西明寺線	市	昭和39年8月13日	12.0	2	1,920	57	540	有
大阪上野線	県	昭和39年8月13日	12.0	2	4,290	57	0	無
南平野木興線	県	昭和30年6月1日	13.0	2	3,960	66	3,455	無
守田四十九線	市	昭和39年8月13日	12.0	2	1,122	57	0	無
新都市環状線	市	平成2年6月19日	16.0	2	1,500	31	1,500	-
市部下友生線	県	平成2年6月19日	12.0	2	2,320	31	2,320	-
中川原樋之口線	市	平成7年5月19日	12.0	2	880	26	880	-
服部北平野線	市	平成7年5月19日	12.0	2	960	26	960	-
上野丸之内駅前広場線	市	平成17年8月9日	22.0	2	100	16	100	-
新都市1号線	市	平成2年6月19日	10.0	-	990	31	990	-

※  整備済み路線、 昭和30年代決定で改良済0mの路線

オ 安全性の確保

都市幹線道路及び小学校や中学校の通学路については、通学路交通安全点検の実施による危険個所の把握及び補修・整備を実施し、安全性確保のための歩車分離を図るとともに歩いて暮らせるまちづくりをめざして歩道の設置を進めます。

また、すべての人にやさしいまちづくりをめざし、歩道の段差の解消など、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に沿った道路の整備・改良を進めます。



② 公共交通機関

誰もが利用できる交通手段として伊賀市内では、JR関西本線や近鉄大阪線、伊賀鉄道などの「鉄道」、三重交通が運行する「高速バス」や「路線バス」、伊賀市、地域が主体となって運行する「行政バス」や「地域運行バス」等、さらに「タクシー」が運行しています。また、公共交通を補完する移動手段として、福祉有償運送やスクールバス、病院や各企業が運行する送迎バスなども運行しています。これら交通手段を総動員しつつ、それぞれが役割を果たし、市民や来訪者の移動手段を確保していきます。

伊賀市内の交通手段

公共交通

鉄道



- ・伊賀鉄道
- ・近鉄大阪線
- ・JR 関西本線
- ・JR 草津線

バス



- ・高速バス
- ・営業路線バス
- ・廃止代替バス
- ・行政バス

タクシー



地域運行バス

スクールバス

福祉有償運送

送迎バス

交通手段を総動員し、市民や来訪者の移動手段を確保

■伊賀市内の交通手段（出典：伊賀市地域公共交通計画）

このうちの公共交通は、市民の暮らしに欠かすことができない重要なインフラであるという認識のもと、将来に向け、伊賀市で暮らす方々や伊賀市という都市が輝くために、「使って残していく」、「支えて残していく」地域公共交通づくりを市民・地域・伊賀市・交通事業者・企業等が連携して進めています。

ア 鉄道

- ・JR関西本線の活性化及び観光誘客に向け、加茂～亀山間の電化促進、接続改善に向けた要望活動を継続し、JR草津線についても活性化に向け接続改善等の要望活動を継続します。
- ・近鉄大阪線は、運行本数の維持や伊賀線との接続改善等、利便性確保のため、鉄道事業者への働きかけと連携協力に努めます。
- ・伊賀鉄道については、伊賀鉄道(株)と連携し、鉄道事業再構築実施計画に基づき、利用促進に努めます。
- ・伊賀鉄道の市部駅、丸山駅、比土駅に整備されているパークアンドライド用駐車場や、上野市駅近くの市営駐車場の周知・利用促進を図ります。また、既存の駐車場や駐輪場の利用状況を踏まえ、新たな整備に向けた課題の検討や、その他結節機能の向上を目指し、調査・研究等を行います。
- ・伊賀鉄道では、一部区間と平日の混雑時間帯を除き、自転車を電車内に持ち込める

サイクルトレインや、一部駅にてレンタルサイクルを実施しています。これらの制度の充実を図るとともに、制度の周知を行い、二次交通の充実と伊賀鉄道利用促進を図ります。また、各地域内のゆっくりな移動や乗って楽しい地域公共交通の導入に向け、グリーンスローモビリティ(※)等の導入について調査・研究を行います。

※グリーンスローモビリティ：時速20km未満で公道を走ることが可能な4人乗り以上の電動パブリックモビリティ

イ バス

- ・高速バスは名古屋上野高速線、伊賀大阪高速線、高速伊賀大宮線が運行されていますが、名古屋上野高速線は、学生の通学に利用されているなど、日常的な暮らしにも必要な交通手段として機能しています。このため、三重交通と連携し、利用者の確保・路線の維持を図っていきます。
- ・地域拠点から各地域を結ぶ公共交通は、現状、定時定路線型のバス路線となっていますが、地域の実情に応じた新たな運行形態の展開に向け、定時定路線型のバス路線以外にデマンド運行などの導入について調査・検討を行います。
- ・地域拠点では、広域的拠点へのネットワークの拠点として、待合環境の改善や複数路線のバス停の同一箇所への集約など、乗り継ぎしやすくなるような環境改善に取り組みます。

ウ その他の移動手段

- ・市内の公立小中学校の29校中15校でスクールバスが運行されており、一部、ルートや時間帯が公共交通の運行と重なっている地域については、スクールバスの運行開始の経路や児童・生徒の安全な通学環境の確保を前提に、より効率的な運行体系を検討します。
- ・タクシーは、現在の利用者が継続的に利用できるよう、救急タクシー、妊婦タクシー、育児支援タクシーなどのサービスを維持していくとともに、スマホアプリの導入などサービス改善や飲食の買物配送サービスなど新たなサービスの調査・研究を行い、利用促進を図ります。
- ・伊賀市内では、高齢や障がい等の理由から、**単独**で公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に、通院、通所、レジャー等を目的に有償で行う「福祉有償運送」のサービスが展開されており、許可を得ている事業者は17事業者であり、運送区間が市域を跨る事業者もあるため概算となります。市内では年間約29,000件の利用がみられます。

(2) 公園・緑地の方針

1) 基本方針

伊賀市における都市公園・緑地は29箇所設置されており、開設面積は88.92haで1人当たりの公園面積は9.82m²/人（2015（平成27）年国勢調査人口比）となっています。

この1人当たりの公園面積は、都市公園法施行令で定められた標準である10m²/人以上をほぼ満たしており、その上に地域の交流の場として活用されている都市公園として位置付けがない既存公園が数多く存在することから、全体としての設置基準は十分満たされています。

市街地内の都市公園の整備水準をみると、同施行令では5m²/人以上とされていますが、伊賀市の中心市街地中枢部をなす人口集中地区においても開設面積が13.48haで、市民1人当たり7.13m²/人（2015（平成27）年国勢調査人口比）と上回っています。

近年では、特に市街地において公園、緑地、広場は、人々のレクリエーションの場を提供し、生活に潤いと安らぎを与えると共に、災害時の避難場所や都市環境の改善等、多様な機能が求められており、今後これらの状況を踏まえ、計画的な施設の質の向上と適正な維持管理を行う必要があります。

保全すべき緑地としては、伊賀盆地のふるさと風景を形づくる山並みや農地を景観行政とも連携しながら保全に努めます。

■都市公園等の質の向上

市民の健康志向の向上や、防災に対する意識の高まりなど、公園に求められる機能が多様化しているため、身近な親しみ易く魅力ある公園への改善を図り、誰もが利用しやすい安全で安心な施設として、適正な維持管理に努めます。

■市民生活に潤いをもたらす身近な公園整備

拠点型居住地に人を誘導するためには、子育て環境や憩いの場となる身近な公園は、魅力の1つです。このため、今後人口減少で増加が予想される市街地内の未利用地を有効活用して、各地区のまちづくり計画の推進と歩調を合わせながら広場や市民緑地の整備を進めます。

■ふるさとの原風景を形づくる緑地の保全

伊賀盆地の形態を形づくる山並みや里山及び開放的で広がりがある田園景観を形成する農地を次世代に引き継いでいくため、景観行政、農林行政、**環境行政等**とも連携しながら保全に努めます。

■都市公園・緑地の状況

公園区分	地区区分	開設面積	備考
都市計画決定公園	人口集中地区内	12.60ha	上野公園
	市域全体	55.08ha	
都市計画決定のない公園・緑地	人口集中地区内	0.88ha	さくら公園、ふたば公園、鍵屋の辻史跡公園
	市域全体	33.84ha	
都市公園・緑地合計	人口集中地区内	13.48ha	18,913人（H27年国勢調査）
	市域全体	88.92ha	90,581人（H27年国勢調査）

2) 公園緑地の配置方針

① 都市公園等の質の向上

ア 都市基幹公園

- ・総合公園—— 伊賀市の緑の中心核である上野公園に加え、上野東公園も長楽山廃寺との一体的な整備により、市民の休息やレクリエーション等に供する機能とともに、災害時の避難場所や都市環境の改善等、多様な機能も併せ持つ総合公園として、未開設部分の整備と適正な維持管理を行います。
- ・運動公園—— 開設済みの上野運動公園は、利用者ニーズにあわせ市民の健康促進と交流を図る場としての機能充実を図ります。また、しらさぎ運動公園については、新たなスポーツ需要への対応、自然とのふれあい、市民の健康増進及び地域防災拠点として適正な維持管理を行います。

総合公園及び運動公園については、発生する可能性が高いとされる南海トラフ地震等の災害に常に対応出来るよう、防災性の向上を講じた上で施設の維持・管理に努めます。

イ 住区基幹公園

- ・街区公園—— 市街地内において市民の最も身近な公園であり、災害時の一次避難場所ともなるオープンスペースです。現在、ゆめが丘に4箇所、上野北部土地区画整理地内に3箇所、その他3箇所の10箇所が開設されています。
- ・近隣公園—— 現在開設されている近隣公園は、旧青山町管内の2箇所と上野北部土地区画整理地内のくれば水辺公園の3箇所です。特に、くれば水辺公園は、河川敷を利用した散策路公園で、芭蕉句碑が建てられるなど地域文化を活用した公園となっています。
- ・地区公園—— 地区公園は、ゆめが丘の上野南公園1箇所ですが、小波田川を活用した防災調整地と複合利用した公園で、ゆめが丘のシンボル的公園となっています。

地域に配置された既存の住区基幹公園については、子どもたちから高齢者まで安心して公園が利用できるように、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に沿った改良や遊具の改修、遊具の状態等について把握などを行い、安心して利用できる公園施設を提供します。

ウ その他都市公園

- ・風致公園—— 芭蕉の森公園については、伊賀市の人的資源である芭蕉をイメージした公園として良好な緑地環境を保全・育成しつつ、人びとが伊賀の文化や自然とふれあう場として、適正な維持管理により、安心して文化や自然とふれあえる公園施設とします。
- ・歴史公園—— 鍵屋の辻公園については、適正な維持管理により、安心して文化や自然とふれあえる公園施設を維持します。
- ・都市緑地—— 人びとが自然とふれあい、体験する広域的なレクリエーション拠点

として岩倉峡公園及びゆめが丘内に7箇所の都市緑地が既に開設されていますが、それに加え市街地内や縁辺部のまとまりのある緑や斜面緑地を都市緑地と位置づけ、市街地環境や景観の保全・育成のため適正な維持管理に努めます。

- ・広場公園—— 主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において、都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供すること、にぎわいの創出や市民の休息、鑑賞に資するために、市街地の駅周辺に配置する公園で、繁華街の中に担保性のある広場を設けるのがねらいです。伊賀市ではふたば公園がこれにあたり、その機能の適正な維持管理に努めます。また、今後人口減少で増加が予想される市街地内の未利用地を有効活用した広場公園の整備を検討します。

エ その他の公園・緑地

- ・三重県上野森林公园—— ゆめが丘北西部に開設された森林公园は、市内の貴重な緑地資源であるとともに、広域的なレクリエーション要望に対応する公園緑地として、今後も県との連携を図りながら公園環境の維持向上に努めます。
- ・城之越遺跡—— 南部の比土地区には、古墳時代の遺構を露出展示した貴重な遺跡である城之越遺跡が所在し、伊賀市ののみならず伊賀地域の歴史・文化を伝える遺跡として、広域的な利用が期待されており、継続した保存管理とその普及に努めます。
- ・伊賀国庁跡—— 坂之下地区には古代伊賀国の政庁（役所）跡である伊賀国庁跡が所在しています。奈良時代の終わりから平安時代までの遺跡で約41m平方の区画の中に政庁の建物である正殿や前殿・脇殿といった建物跡が「品」字形に配置されていたことが明らかとなっており、4期の変遷も分かっています。古代律令制における「下国」の国庁のあり方を知る上で貴重な遺跡であり、地下遺構を平面表示や説明板等の設置により整備し、古代伊賀国の歴史や文化を学ぶための歴史公園として保存・活用していきます。
- ・伊賀市農業公園—— 予野地区の遊休農地を活用して、市民ふれあい農園、広場等の施設が配置された農業公園が開設されていますが、人びとが土とふれあい、農業を通じて交流活動を促進し、若い世代に農業にふれ、農業のすばらしさを知る場として今後も施設の維持・活用を図ります。
- ・上野遊水地—— 木津川及び服部川の合流点付近の上野遊水地は、治水・防災機能のみならず、野生生物の生息空間として、生態系の保全・育成を図ります。
- ・余野公園—— この公園は明治30年ごろから漸次整えられ、約8haの面積で、1968（昭和43）年に鈴鹿国定公園特別地域指定されました。園内には、根元から多幹状に伸びるアカマツの大木や、ヤマツツジ・モチツツジに代表される約1万5千本のツツジが自生しており、関西随一のツツジの名勝地です。
また、桜をはじめ多数の花や樹木など四季折々が楽しめる自然公園で、古代から余野公園は周辺の人々にとって「歌垣」の場所だったと云われてきました。このような自然環境を維持・活用していきます。

- ・地域の拠点公園—— 地域では、それぞれの地域に運動公園や広場及びふるさとの森等が整備されています。これらの公園や広場は、地域の身近なレクリエーション要望に対応する公園緑地として、今後も地域との連携を図りながら公園環境の維持向上に努めます。

② 市民生活に潤いをもたらす身近な公園整備

ア 市民緑地

既存市街地内においては、用地取得の問題等から身近な公園の整備が遅れがちであり、これを補うため都市緑地法に基づく市民緑地制度を導入しています。

現在、上野桑町、上野万町、東高倉の計3箇所の市民緑地が存在し、市民緑地制度によりそれぞれ地域住民の維持管理及び市の支援によって整備され、幅広い年齢層に利活用されています。現在開設済みの緑地に加え、今後も、この制度の活用により子どもから高齢者まで誰もが日常的に利用できる身近なオープンスペースの確保を図ります。

イ 身近な広場の整備

各地区のまちづくりと歩調を合わせながら既存住宅地の未利用地を活用し、市街地などにおける市民生活に潤いをもたらし、かつ地域防災の拠点となる身近な広場の整備を進めます。

③ ふるさとの原風景を形づくる緑地の保全

伊賀市の豊かな緑を次世代に引き継いでいくため、都市計画法とその他の法による制度等を合わせて、保全に対する担保を十分確保する「地域制緑地」として緑地の保全に努めます。

ア 法による地域制緑地

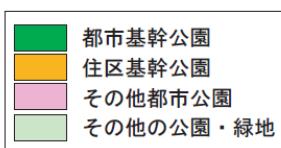
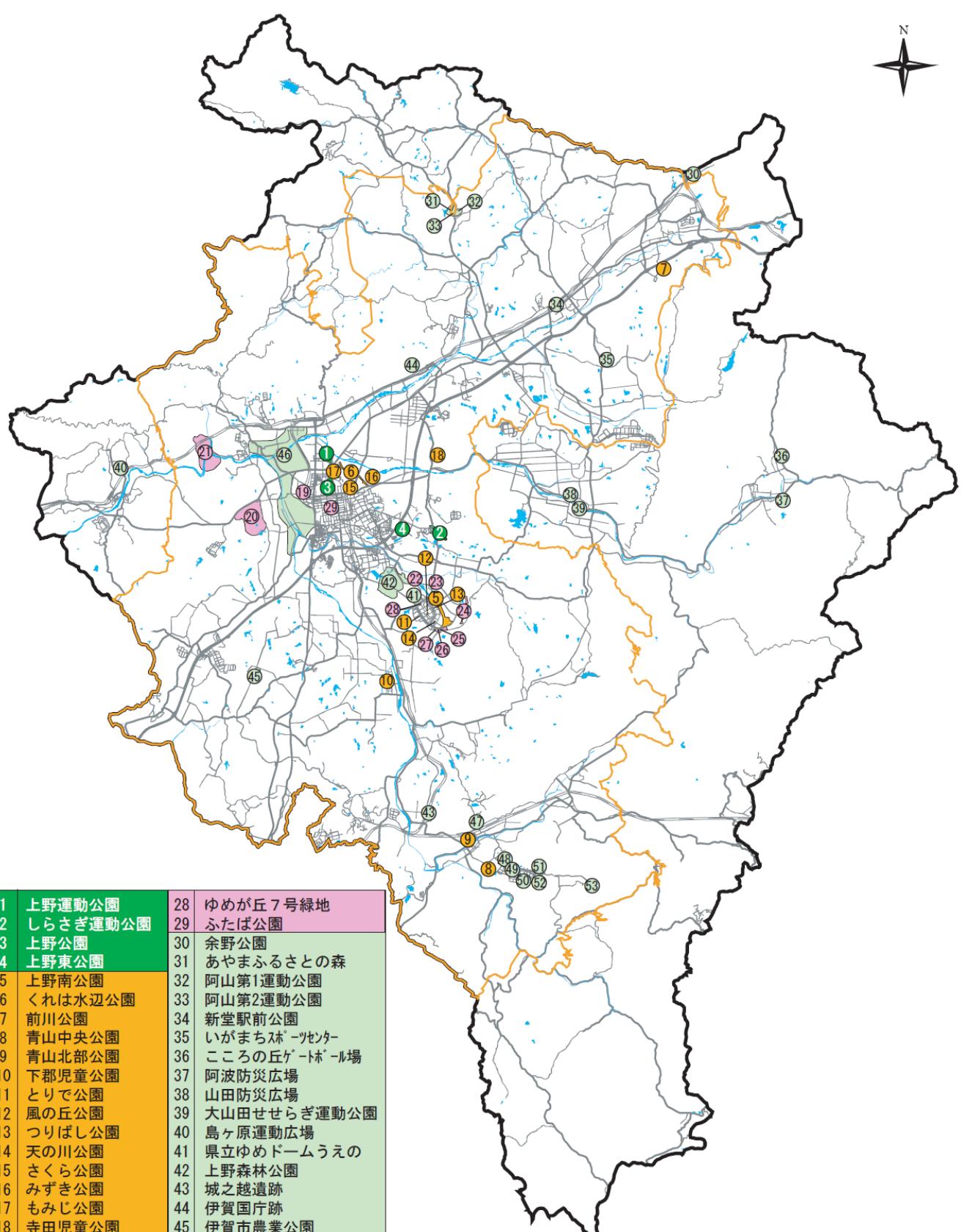
- ・風致地区—— 伊賀市の骨格となる緑地を保全・育成し、良好な都市環境を形成していくために、特に風致を維持することが必要な土地について、都市計画法による風致地区の指定の必要性を検討します。風致地区内においては、開発等を規制・誘導するため建築行為等の一定の行為について許可が必要となります。
- ・自然公園—— 伊賀市東部には鈴鹿国定公園、室生赤目青山国定公園の2つ国定公園区域があります。これらは、伊賀盆地の背景を形成する山並みであり、重要なふるさと風景として保全を図ります。また、その中を通る東海自然歩道については、自然との交流の場としての活用を図ります。
- ・保安林—— 保安林は、水源涵養、風水害等の予防、風致保全等の目的として、一定の制限、義務が課せられた森林であり、山並み・里山ゾーンに広く指定されています。今後もこれら保安林については適切な管理のもと保全を図ります。
- ・史跡等—— 市内に多く残る史跡等の文化財指定地については、保護・保全を図っていきます。現在史跡公園として城之越遺跡が整備されていますが、今後も伊賀国府跡や御墓山古墳など史跡や周辺の豊かな樹林地を、市民の憩いとやすらぎの場として、継続的な維持管理と伊賀国府跡の史

跡公園としての整備を進めます。

- ・農用地区域—— 「伊賀市耕作放棄地再生事業」をはじめ様々な事業により農用地の適正な保全管理を推進していますが、農用地区域内の耕作放棄地面積は増加傾向にあります。農地は、生産面のみでなく、自然環境、生物の生息空間の保全やふるさとの田園風景の形成のうえで重要な要素であり、今後も農地集積や各種補助事業等を通じて、農地の有効活用を推進し、緑地保全に努めます。

イ その他保全すべき森林

- ・民有林及び国有林—— 森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止などの働きを発揮し、多面的な機能を有しますが、適切な管理を実施しなければ、その機能が失われることから、官民が連携し林業の推進を図り、良好な森林の保全・育成に努め、環境保全や景観形成に資する森林として継承します。



■公園・緑地配置方針図

(3) 上・下水道の方針

1) 基本方針

① 安全でおいしい水道水の安定供給

伊賀市の水道事業は、2017（平成29）年3月に策定した「伊賀市水道事業基本計画（水道事業ビジョン）」に基づき、各種事業を進めています。

この基本計画は、ゆめが丘浄水場と、既に整備済みの耐震性を有する送水管路を最大限活用するもので、将来に亘って安全でおいしい水の供給、強靭な水道施設の構築及び健全な経営の持続を目指します。

※ゆめが丘浄水場…川上ダムを水源とし、三重県企業庁の伊賀水道用水供給事業（伊賀広域水道）において建設され、2010（平成22）年4月に三重県から伊賀市へ譲渡を受けた施設です。

② 全市的な生活排水処理施設整備

伊賀市の下水道事業は、「伊賀市生活排水処理施設整備計画」を必要に応じて見直しつつ、重要なインフラである下水道施設の機能停止や故障など重大事故に陥らせないよう、日常生活に不可欠な施設の維持管理、老朽化施設等の改築更新を計画的に進めながら、さらに、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ります。

2) 主要な施策の方向

① 上水道

ア 水道事業の健全運営

2023（令和5）年度より川上ダムから安定水利権による受水を開始するとともに、老朽化した施設の統廃合を行い、施設の運用効率を高めていきます。

イ 水道施設整備

重要給水施設配水管事業において耐震管による老朽管路の更新を実施するとともに、浄水施設等の設備更新を行っていきます。

② 下水道

下水処理施設の事業運営については、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少に伴う使用料収入の減少によりその経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められています。

ア 下水道の適正な管理

公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図り、下水道施設の統廃合、改築更新及び施設の良好な維持管理を行います。

イ 合併処理浄化槽の設置促進

合併処理浄化槽の設置補助の周知をより一層充実させ、汲み取り式や単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促し、水環境と生活環境の向上を図ります。

ウ し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

し尿及び浄化槽汚泥の処理を行うため、処理施設を新設し、2020（令和2）年4月より稼働しています。施設の維持管理を適切に行い、適正処理に努めます。

(4) 河川の方針

1) 基本方針

① 水害の防止

木津川、服部川、柘植川については、河川整備計画に基づき、自然環境や良好な水辺環境の維持等に配慮しつつ、上野遊水地、川上ダム、河道掘削等を含めた総合的な治水対策を推進します。また、淀川水系流域治水プロジェクトを踏まえ、流域全体の浸水被害の軽減に配慮します。

② 自然環境に配慮した川づくり

在来の動植物にとって良好な生育生息環境を維持し、新たな技術や知見を踏まえ、流域全体を視野に入れながら、自然環境に配慮した川づくりを進めます。

③ 景観、親水性に配慮した川づくり

地域の人びとと一体となった、にぎわい、交流の場を創出することで、地域の暮らしや歴史・文化との調和のとれた川づくりをめざします。

④ 多様な主体との協働による川づくり

河川整備を進めるうえでの各段階において、住民や地域の団体などの多様な主体と協働することによる川づくりを進めます。

2) 施設整備の方針

① 河川整備戦略

「一級河川淀川水系木津川（指定区間）河川整備計画」（平成29年3月策定）において、今後概ね30年間に整備する三重県が管理する一級河川は以下のとおりです。なお、本計画は現時点の流域の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定されたものであり、今後の河川及び流域を取り巻く社会環境の変化などに合わせて適宜見直しを行うとされています。また、ソフト対策事業については、想定最大規模の降雨に対応したハザードマップの作成等対策を進めます。

■県管理の一級河川の整備内容

	級種	水系名	河川名	工事区間	工事延長 (km)	整備規模	主な工事内容
ハ ー ド 対 策 事 業	一級	淀川	木津川	県管理区間下流端から前深瀬川合流点	11.4	暫定	堰改築、築堤、護岸工、河道拡幅、河床掘削、樹木伐開
	一級	淀川	服部川	西明寺井堰付近から上野頭首工下流	1.0	暫定	堰撤去、築堤、護岸工、河道拡幅、河床掘削
ソ フ ト 対 策 事 業	一級	淀川	木津川	想定最大規模への対応			
	一級	淀川	服部川	想定最大規模への対応			
	一級	淀川	柘植川	想定最大規模への対応			

② 上野遊水地計画

伊賀盆地は、木津川、服部川、柘植川の3河川が合流した直下流に岩倉峡という狭窄部があることから、洪水による浸水被害を常習的に受けできました。

このため、上野遊水地は、大洪水時に洪水の一部を4つの遊水地（長田、木興、小田、新居）約250haで一時的に貯留（湛水容量約900万m³）させ、流量調節機能の確保と伊賀市周辺の治水対策を目的に2015（平成27）年度より運用開始されていますが、河道掘削を終えないことには治水事業完了とならないことから、河道掘削を進めます。



■上野遊水地全景（出典：木津川上流河川事務所ホームページ）

③ 川上ダム計画

川上ダムは、伊賀市の淀川水系前深瀬川に建設する多目的ダムです。伊賀地域と木津川・淀川の沿川地域を洪水から守り、また、伊賀市で使われる水道の水源として計画され、2023(令和5)年3月に完成が予定されています。整備後は、観光資源としての活用について、地元、関係機関等と検討します。



■川上ダム概要図（出典：川上ダムホームページ）

(5) 情報ネットワーク整備の方針

1) 基本方針

日常生活においても、インターネット、ブロードバンド・サービス、パソコンやスマートフォンなどの通信機器の普及は、経済活動や日々の生活の利便性を向上させ、ネットワーク上に新たなコミュニティを生み、社会的な合意形成の方法まで変化させつつあります。伊賀市においても、民間事業者主導によって急激に進展し、それを活用した様々なサービスの開発も進んでいます。

今後、多様化する市民ニーズに対応しつつ、持続可能な行政サービスの提供を図るため、デジタル技術を活用して社会変革を進めるデジタルトランスフォーメーション（DX）の考え方に基づき、伊賀市におけるデジタル社会の実現に向けて、「暮らしやすいきいきデジタル社会のまちづくり」を基本理念とし、以下の基本方針に則して取組みを進めます。

基本方針1 安全安心で利便性を実感できる市民サービスの実現

深刻化する社会問題や防災・災害に対応するとともに、「新しい日常」に対応し、より安全安心で利便性を実感できる市民サービスの実現をするための取組みを進めます。

基本方針2 市民誰もが参加できるデジタル社会の実現

本市の将来像である「ひとが輝く地域が輝く」を実現し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、市民がデジタルを快適に利活用できるデジタル社会を目指す取組みを進めます。

基本方針3 スマート行政の実現

基本方針1及び基本方針2を支えるため、デジタル技術を活用しスマート行政の実現を目指す取組みを進めます。

(出典：伊賀市デジタルトランスフォーメーション（DX）基本方針)

(6) その他の都市施設の方針

1) 基本方針

円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するため、ごみ処理場等の都市施設については、適正な規模等を検討のうえ配置します。

2) 主要な施設の配置の方針

現在、都市計画決定している都市施設は、青山地区を除く一般廃棄物資源化ごみの処理を行う「伊賀市さくらリサイクルセンター」と、資源化ごみのうち、紙及び布の処理を行い、それらを一時的に保管する「伊賀市ストックヤード」です。

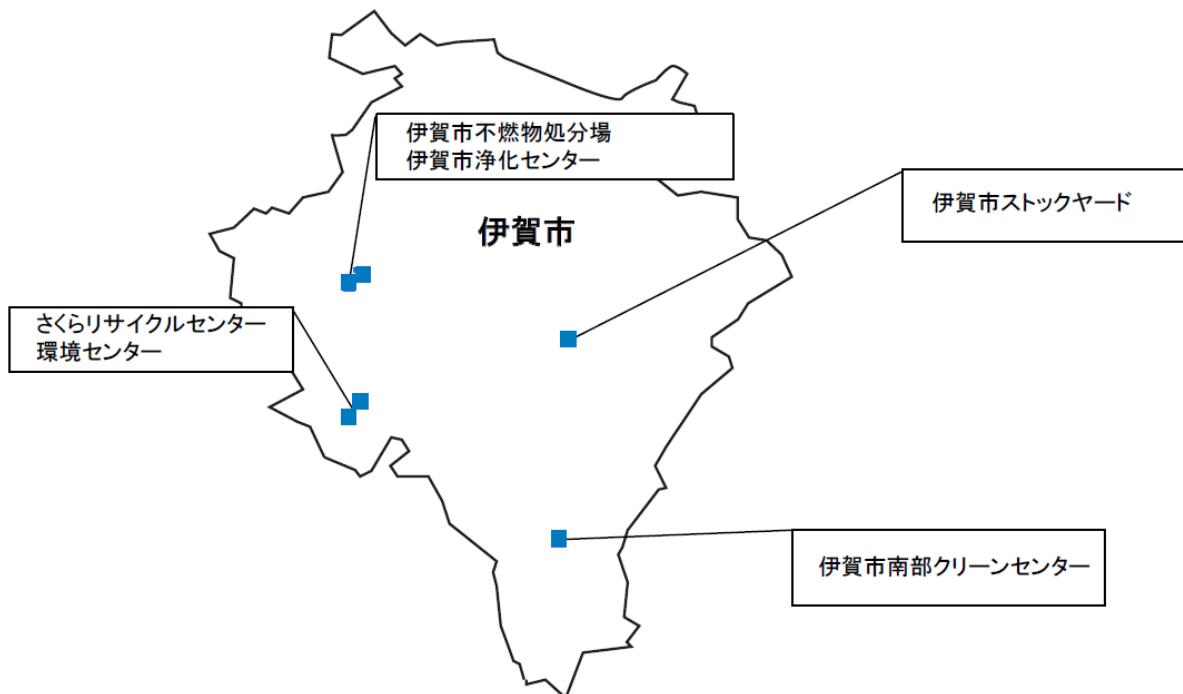
一方、青山地区の一般廃棄物は、「伊賀南部クリーンセンター」で焼却、リサイクル処理などがされています。

しかし、どちらの場合も、現在の生活活動がこのまま続くのであれば、やがて処理・処分の能力や容量に限界がきます。

このため、資源循環型社会形成に向けて、廃棄物の発生を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進し、環境への負荷の低減をめざします。

■主要施設一覧

施設名	名 称	備 考	使用開始年度
リサイクルセンター	さくらリサイクルセンター	17.3 t /5h	平成 22 年度
ストックヤード	伊賀市ストックヤード	608 m ²	平成 21 年度
し尿処理施設	伊賀市浄化センター	170 kL/日	令和 2 年度
最終処分場	伊賀市不燃物処理場	15 万 t	昭和 51 年度
熱回収施設	伊賀市南部クリーンセンター	95 t / 日	平成 20 年度
リサイクルセンター		45.5t/5h	平成 20 年度



■その他都市施設配置方針

4. 景観・歴史まちづくりの方針

(1) 基本方針

都市マスタープランの都市づくりの目標として、「都市の魅力継承と更なる向上」を掲げ、この実現のため、「伊賀市景観計画」の景観構造の将来像を基本に、伊賀市特有の自然環境や景観を守り、生かします。

■伊賀市景観計画の景観構造の将来像

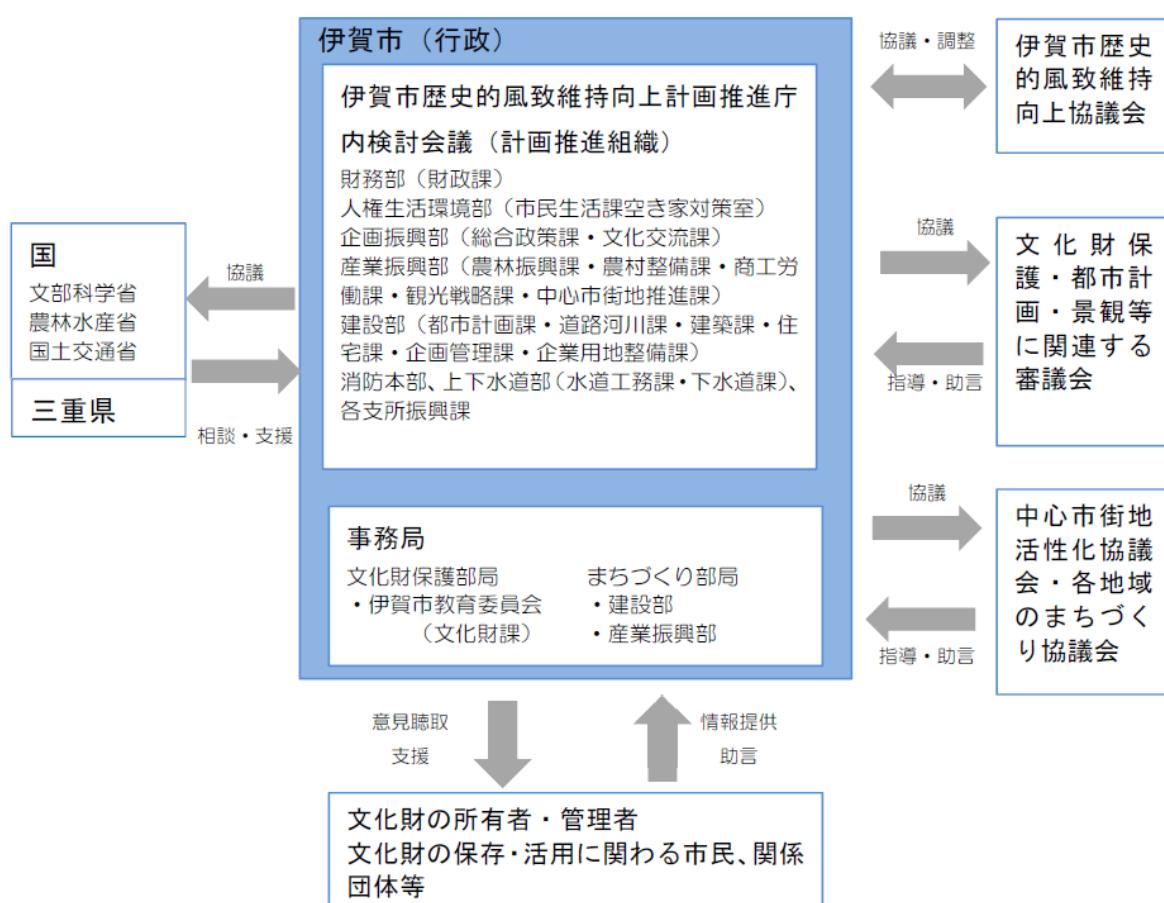


(出典：伊賀市景観計画)

また、「伊賀市歴史的風致維持向上計画」の基本方針及び計画の推進体制により、「歴史・文化資産」を保全・活用を図ります。

■伊賀市における歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

1. 文化財の保存
2. 歴史的な町並みの保存・活用
3. 歴史的遺産周辺の環境整備
4. 市民意識の向上と歴史文化を継承する担い手の育成
5. 歴史的風致を活用した観光・交流促進・情報発信



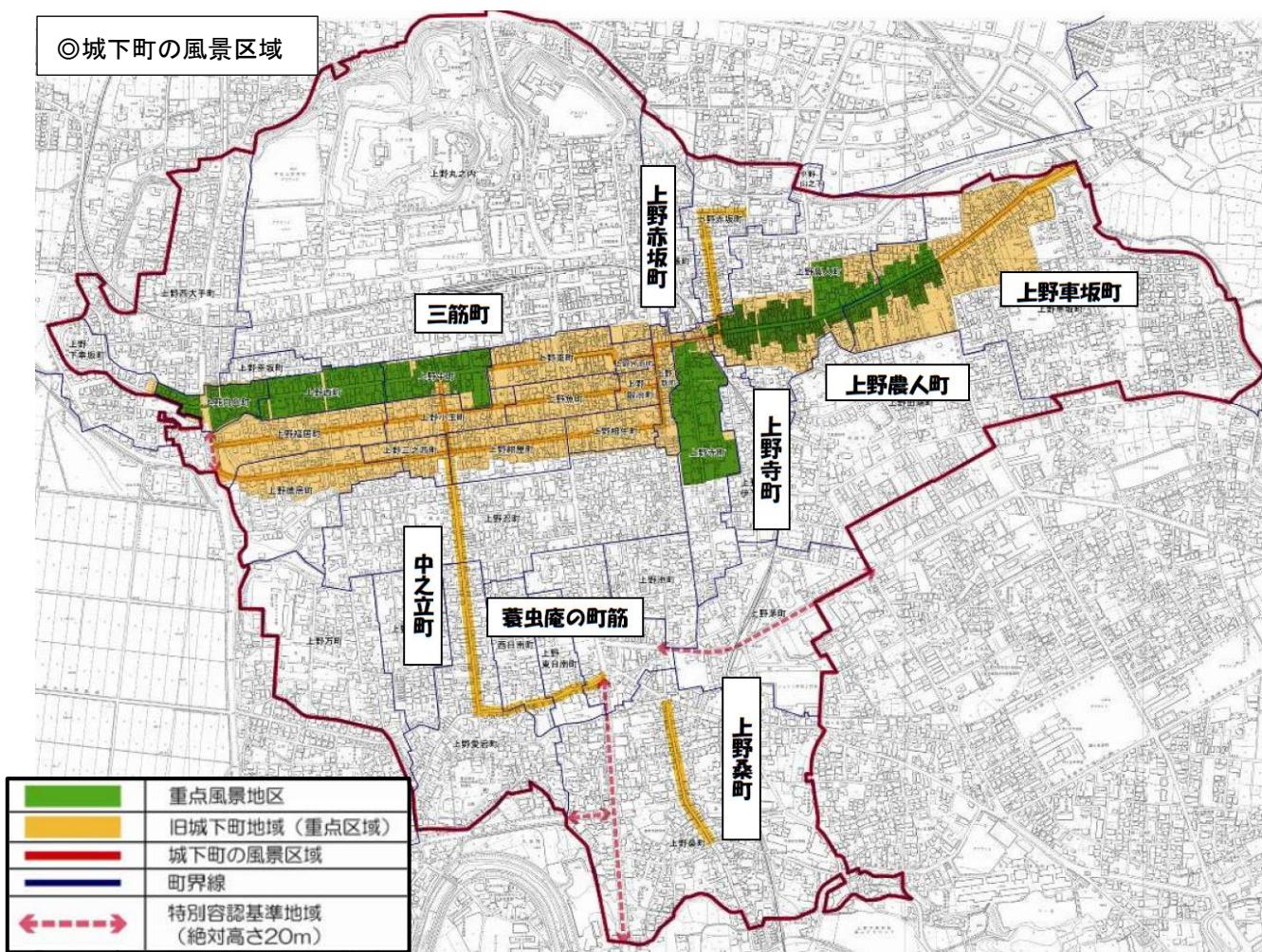
■計画の推進体制（出典：伊賀市歴史的風致維持向上計画）

(2) 景観計画との連携方針

1) 伊賀市ふるさと風景づくり条例の適切な運用

伊賀市では、平成18年12月に景観行政団体となり、平成21年1月1日より、伊賀市固有の自然・歴史・文化などを生かした個性豊かな伊賀らしい景観まちづくりを、市民・事業者・市の協働で進め、愛着と誇りの持てる「ふるさと伊賀」の実現に寄与することを目的に、「伊賀市ふるさと風景づくり条例」を施行しています。また、この条例による、「伊賀市景観計画」「伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区景観計画」を策定しました。

景観計画では、景観法に基づく届出制度の活用にあたり、場所に応じた景観形成基準を設定し、城下町景観をはじめ、街道景観、自然景観の保全に取り組んでいます。特に、「伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区景観計画」では、以下の図に示すように重点風景地区、重点区域を設定し、城下町景観の保全に取り組んでいます。



(出典：伊賀市景観計画)

今後、伝統的な建築の取り壊しやまち割りの崩れを『予防』し、伝統的な建物については空き家化させのではなく、『活用』して残していくため、上野中心広域的拠点のまちづくりに示した戦略方針の具体化を検討します。

2) 地域の特色を生かした景観の整備

自然と調和がとれた農山村の原風景を大切にした地域の特色ある風景、及び城下町としての伝統や風格のある佇まいや建造物の保存、あるいは、宿場町としての魅力や歴史文化、風土との調和に配慮した地域の景観形成を図るため、伊賀市景観計画に基づき、地域の特色を生かした伊賀市らしい個性ある景観の形成に努めます。

また、豊かな自然の景観を生かした「ふるさと」の原風景を次世代に引き継いでいくため、風景を地域資源と認識し、地域住民が主体となる活動による整備・保全及び活用を促します。

3) 景観保全意識の啓発

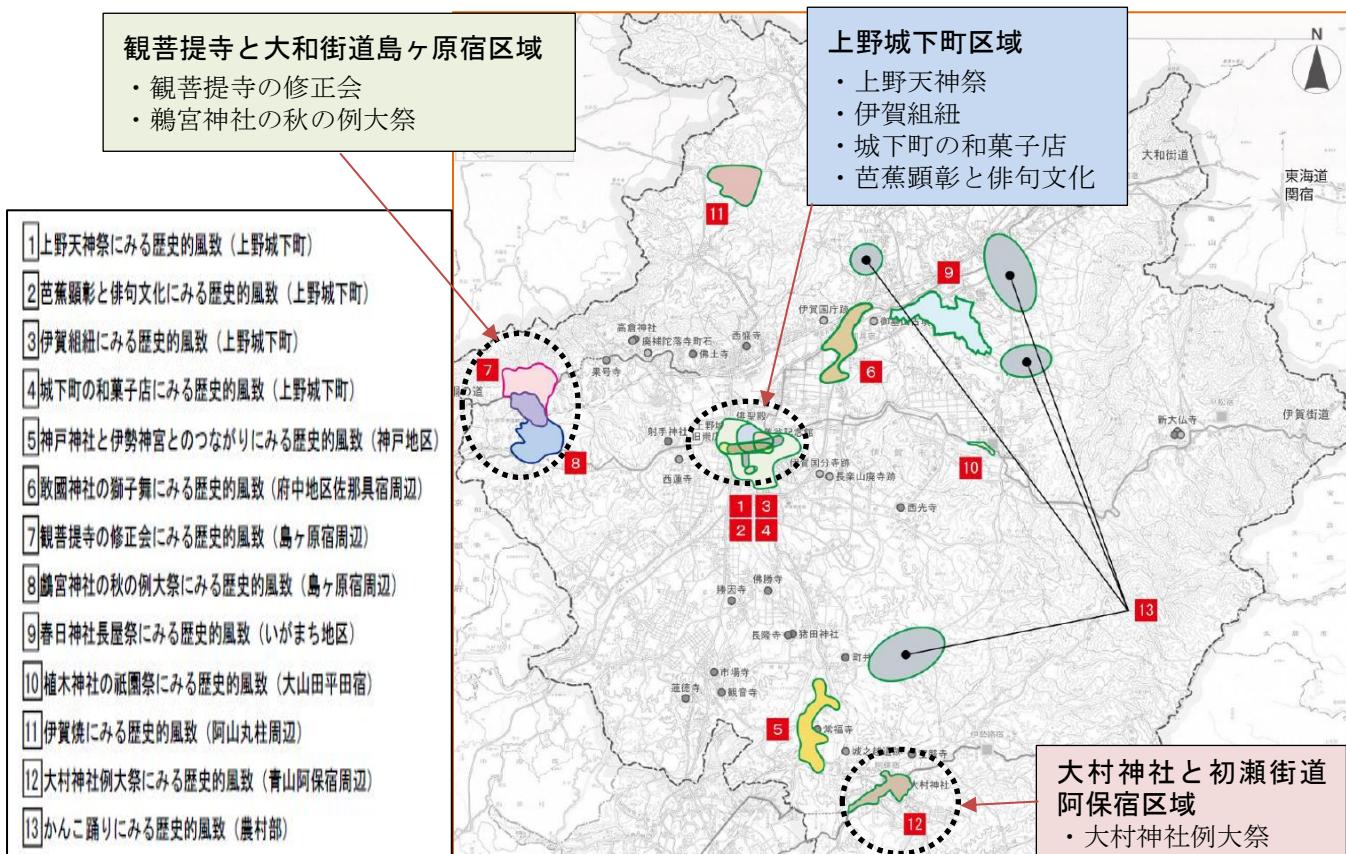
伝統的な建物の保全や活用、良好な景観創出活動等については、講演会やシンポジウム等を行うことで『誘導』、『啓発』を行い、伊賀市において代々引き継がれてきた景観について愛着心の醸成や誇りに思えるようにするために、「内側から意識を高める」ことを推進します。

(3) 歴史的風致の継承方針

伊賀市歴史的風致維持向上計画において位置づけされた13か所の風致は、市内各地域における歴史的景観、伝統的祭事、地場産業、食文化など多様な要素により構成されており、この伊賀市固有の歴史的風致の魅力を歴史・文化拠点と位置づけ、その歴史的風致や景観などを中心に、保全・活用を図ることで伊賀らしい「都市の姿」の保持に努めます。

その中でも重点区域に位置付けられた以下の3地区については、拠点づくりや地区土地利用計画策定の際に積極的に取り入れて計画策定を進める方針とします。

また、「観菩提寺と大和街道島ヶ原宿」、「大村神社と初瀬街道阿保宿」は、景観計画での重点区域候補地に位置づけ、景観計画の重点区域への指定に向けて取り組みます。



■伊賀市における歴史的風致（出典：伊賀市歴史的風致維持向上計画）

5. 都市防災の方針

(1) 基本方針

市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害時や有事に迅速な対応ができるように「伊賀市地域防災計画」等に基づき、危機管理体制の整備をはじめ、防災体制の充実、地域防災力の向上、地震対策の充実に努めることにより、災害に強い都市の形成及び安心して暮らせる都市環境の形成をめざします。

(2) 整備・誘導の方針

1) 災害に強い都市の形成

① 災害に強い都市構造の形成

災害時に被害を受けやすい旧城下町地区等の密集市街地については、城下町としてのまちなみ景観や歴史文化、風土との調和に配慮しつつ、地域との調整を踏まえてポケットパーク整備事業を推進することで防災機能の向上に努めます。

近接する市の地域防災拠点施設であるしらさぎ運動公園と県の伊賀広域防災拠点を、救護・救助及び復興・復旧活動等を行なう地域防災拠点として、市内の拠点避難所等と連携を図ります。

また、空地等の未利用地はオープンスペースとして確保を促進し、被災時の避難場所とともに緑化に努めます。

② 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

道路、橋梁の耐震性を向上させるよう、橋梁の耐震化工事を必要に応じて推進します。

災害時の緊急活動を支える幹線道路を骨格とした各地域とのネットワークの整備を図るとともに、公園等における防災機能の確保に努めます。

大規模災害時において、都市機能の麻痺や地域が孤立することのないよう、都市施設の耐震化を進めます。

③ 住宅・建築物や公共施設の安全性の向上

地震発生時に避難施設となる公共施設等の安全性の向上を図ります。

地震に対する安全・安心な住宅となるよう、国・県の補助を受けながら、基準に満たない木造住宅の耐震化を進めます。また、三重県木造住宅耐震促進協議会と連携し、耐震診断から耐震補強に至るまでの耐震化の推進を図ります。

④ ライフライン・情報通信システムの整備

新たな防災情報システムの整備及び円滑な運用を図ります。

震災時に電気、電話、ガス、上下水道等のライフラインの耐震化改修工事により、安全性・信頼性の向上を図ります。

⑤ 治水・治山対策の推進

自然環境保全や災害防止を図るため、自然環境や景観に配慮した工法を用いながら河川改修などを進めます。

また、市民に危険箇所の情報を的確に伝えるため、国・県の調査データを基に、ハザードマップを作成し、市民への情報伝達に努めます。

山地治山・水土保全事業などを積極的に推進し、山地災害の未然防止に努めるほか、林地の荒廃化の防止に努め、森林の治山・治水機能の向上を図ります。

また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、がけ崩れ防止施設

の整備・促進に努めます。

⑥ 居住地における防災対策

拠点型居住地は、人口移動の転出超過の解消を図るために魅力的居住地づくりを進める地区と位置付け、広域的拠点、副次的拠点、地域拠点及び公共交通活用拠点に位置付けています。

ただし、そのエリア内に都市マスタープランでは災害対策重要地区が含まれています。このため、伊賀市立地適正化計画の見直しにおいて、防災指針の検討を行い、最終的な居住誘導の判断を行います。

また、その他の居住地で地震の災害リスクの高い区域については、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」に準じて、土地利用や防災・減災施策の取り組みを進めます。

2) 安心して暮らせる都市環境の形成

自主防災組織は、災害に備えて、地域住民が的確に行動し、被害を最小限に抑えるため、平常時には地域内の安全点検や住民への防災意識の普及、啓発、防災訓練の実施など、日頃から災害に備えた防災活動を展開します。

安全・安心な都市づくりにおいて交通安全の確保は重要な課題であり、通学路における合同交通安全点検を実施し、危険箇所の把握及び改修・整備を実施します。

集中豪雨等による災害が頻発しており、都市型水害・土砂災害等による災害に対し被害を軽減するため、施設整備などのハード対策とともにソフト対策の充実を進めます。